

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の
在り方に関する検討会」（第2回）議事次第

平成12年9月19日（水）10:00～12:00
於 厚生省特別第1会議室

1. 開 会

2. 政務次官の紹介

3. 委員出席状況報告

4. 議 事

(1)女性のライフスタイルの変化等の現状について

(2)個人単位化について

(3)第3号被保険者制度について

5. 閉 会

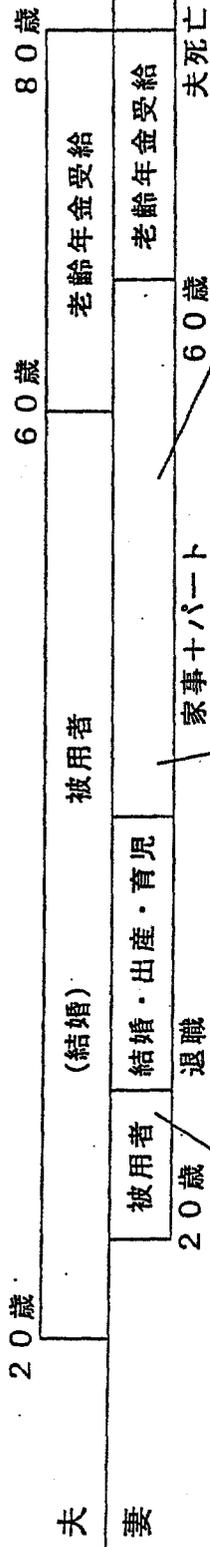
女性と年金検討会(第2回)資料

1. 総論		頁
・ 女性の生活形態(ライフスタイル)の多様化と年金制度	(H10.3.18)	1
・ 女性の年金と社会保険方式	(H10.3.18)	2
・ 女性の年金額の算定事例		3
2. 個人単位化関係		
・ 年金審議会意見書(関係部分抜粋)		4
・ 年金制度を「個人単位化」した場合に予想される最終的な姿	(H10.3.18)	5
・ 標準的な厚生年金額(平成12年改正モデル、月額)		6
3. 第3号被保険者関係		
・ 年金審議会意見書(関係部分抜粋)		7
・ 第3号被保険者の保険料負担について	(H9.10.21)	8
・ 第3号被保険者の基礎年金負担をめぐる議論	(H9.10.21)	10
・ 第3号被保険者の基礎年金の給付と負担の現状、 妻の就労形態と家庭の状況	(H9.10.21)	11
・ パート労働者の厚生年金保険・国民年金の適用について		12
・ 年金、医療、介護の各制度における被扶養配偶者の位置づけ		13
・ 諸外国における被扶養配偶者の取扱い	(H9.10.21)	15
・ 第3号被保険者制度について	(H10.3.18)	16
・ 世帯単位でみた給付と負担の均衡	(H10.3.18)	17
・ 第3号被保険者本人が定額保険料を負担することとした場合	(H10.3.18)	18
・ 専業主婦がいるサラリーマンの夫の保険料に専業主婦の 保険料を上乗せすることとした場合	(H10.3.18)	19
・ 諸外国の年金制度における育児期間の取扱い		20

(注)資料の内、目次に日付が入っているものは年金審議会提出資料である。

女性の生活形態（ライフスタイル）の多様化と年金制度

現行年金制度が想定しているライフスタイル（専業主婦世帯モデル）



生活形態（ライフスタイル）の

多様化とそれに伴う

現行制度に対する意見

単身者の増加（晩婚化・若年離婚の増加）

○女性の単身者世帯は、専業主婦世帯に比べ年金給付額が低く（専業主婦世帯では基礎年金が2人分支給される）、遺族年金を受ける権利もない。それにもかかわらず、有配偶者と保険料率が同じであるのは不公平ではないか。

共働き世帯の増加

○専業主婦は、パート労働を行っても一定限度までは保険料が賦課されない上に自己名義の基礎年金も支給されるのは不公平ではないか。
○遺族年金を受けると結果的に自分の納めた厚生年金保険料が掛け捨てになるのは不公平ではないか。

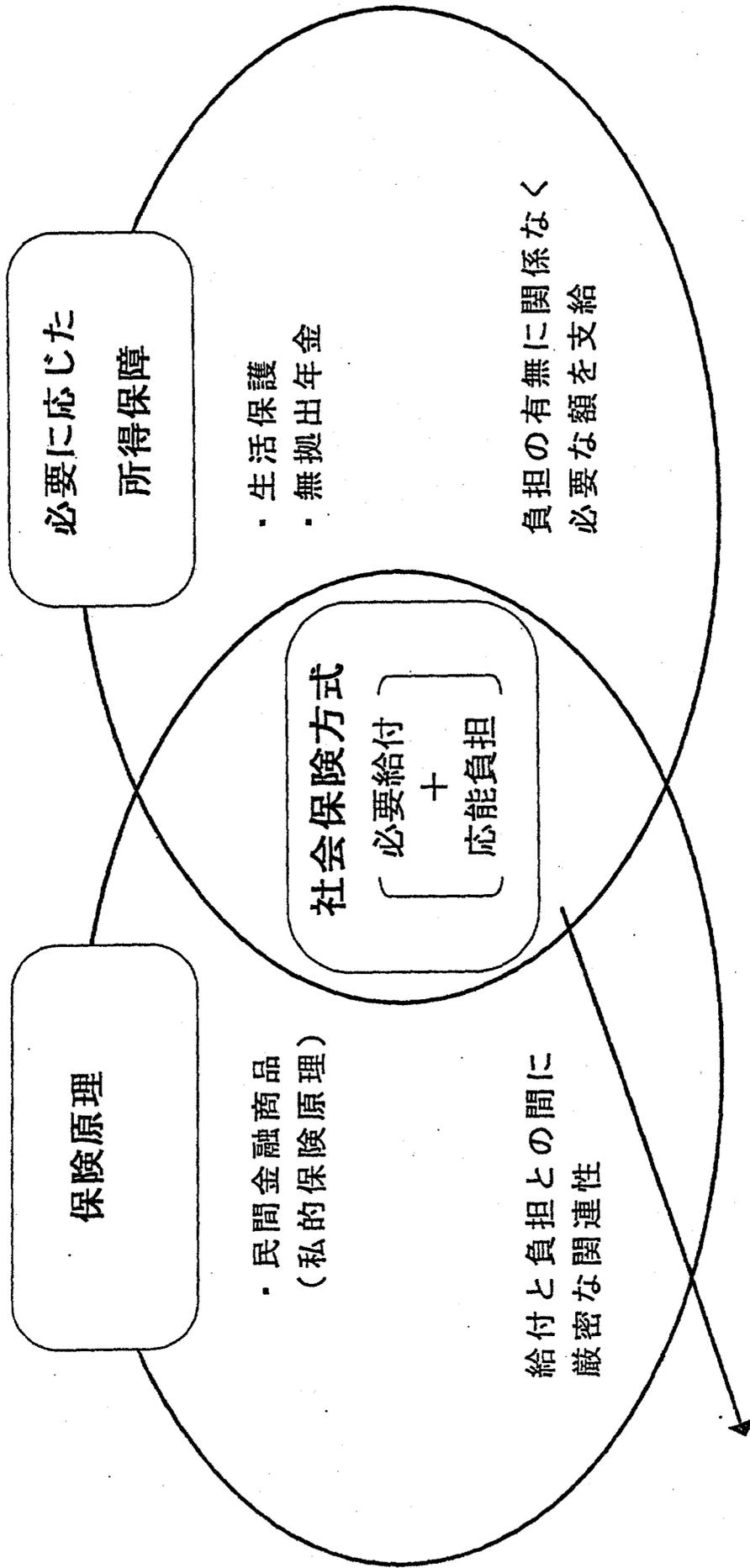
離婚の増加

○結婚期間中の「内助の功」が評価されることができず、離婚すると遺族年金は受けられず、後妻には遺族年金が支給されるのは不公平ではないか。



専業主婦の生活形態（ライフスタイル（出産・育児・介護等）への対応に加え、単身生活や共働き生活といった女性の生活形態（ライフスタイル）の多様化にもより対応できる年金制度にすべきとの意見があるがどう考えるか。

女性の年金と社会保険方式



女性の年金の観点から見た社会保険方式の長所

1. 保険集団内で必要に応じた所得再分配が可能であり、女性の多様な生活形態（ライフスタイル）に対応できる。
2. 世帯単位での給付と負担の均衡を図ることにより、公平感を確保している。

女性の年金額の算定事例

【事例1】

- 20～29歳 会社勤め（月給20万円）
- 30～39歳 専業主婦（夫は5歳年上）
- 40～44歳 短時間のパート勤務（月給10万円）
- 45～54歳 常勤的なパート勤務（月給15万円）
- 55～59歳 夫・本人とも退職

（注．月給は現在価値で表示）

（年金額（月額））

$$\begin{aligned} \text{基礎年金} & 67,017\text{円} \times 40 / 40 = 6.7\text{万円} \\ \text{厚生年金} & 17.5\text{万円} \times 7.125/1000 \times 20 = \underline{2.5\text{万円}} \\ & \text{計} \quad 9.2\text{万円} \end{aligned}$$

（注）昭和60年度までの制度においては、30～44歳の期間は任意加入の対象であり、任意加入していなければ、その期間分だけ、年金額が少なくなる。（ただし、低額の年金とならないようにするための加算（いわゆる振替加算）は別途あり。）（以下の事例においても同様）

（年金額（月額））

$$\begin{aligned} \text{基礎年金} & 67,017\text{円} \times 25 / 40 + \underline{1.5\text{万円}} = 5.7\text{万円} \\ & \text{(S10生まれの者の加算額)} \\ \text{厚生年金} & 17.5\text{万円} \times 7.125/1000 \times 20 = 2.5\text{万円} \\ & \text{計} \quad 8.2\text{万円} \end{aligned}$$

【事例2】

事例1のうち30歳以降ずっと専業主婦

（年金額（月額））

$$\begin{aligned} \text{基礎年金} & 67,017\text{円} \times 40 / 40 = 6.7\text{万円} \\ \text{厚生年金} & 20\text{万円} \times 7.125/1000 \times 10 = 1.4\text{万円} \\ & \text{計} \quad 8.1\text{万円} \end{aligned}$$

【事例3】

- 20～21歳 学生
- 22～59歳 会社勤め（生涯の給与を現在価値に再評価した平均額25万円）

$$\begin{aligned} \text{基礎年金} & 67,017\text{円} \times 3.8 / 40 = 6.4\text{万円} \\ \text{厚生年金} & 25\text{万円} \times 7.125/1000 \times 38 = \underline{6.8\text{万円}} \\ & \text{計} \quad 13.2\text{万円} \end{aligned}$$

※ 平成2年度までの学生期間に任意加入していれば、基礎年金は6.7万円となる。

国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見

(年金審議会意見 (H10.10.9) 抜粋)

○個人単位化

現在の年金制度は、被扶養配偶者に関する第3号被保険者制度が設けられていること、厚生年金の水準も世帯を単位に設計されていることなど伝統的な女性の役割を反映した世帯単位の考え方を基本としている。しかし、経済の担い手として自立して働く女性という視点で年金制度の在り方を考え、年金制度も世帯単位中心から、個人単位に組み替えることが望ましいとの考え方がある。一方、女性は賃金が低い場合が多く、生活様式(ライフスタイル)の変化が大きいといった女性の置かれた実態に対する配慮が必要であり、早急な個人単位化は多くの女性が不利益を被るおそれがあるとの考え方があり、年金制度を個人単位の考え方に改めていくことについては、今後、更に議論を深めることが必要である。

年金制度を「個人単位化」した場合に予想される最終的な姿

「個人単位化」とは、

女性が、未婚・既婚、就労の形態、夫の収入などの環境等の違いによって給付と負担の均衡に不公平が生じないようにすることではないか。

↓
個人単位化を進めると…

個人単位での私的保険原理の導入
(給付と負担の関係の明確化)

↓
具体的には

- 第3号被保険者にも個々に負担を求める。
- 遺族年金は廃止。
- 世帯単位での給付設計を見直し、給付水準を引き下げる。

↓
女性の置かれている社会
実態を勘案すると

公的年金制度に期待される老後の必要に応じた所得保障機能が失われることにならないか。

標準的な厚生年金額（平成12年改正モデル、月額）

1. 妻が専業主婦で国民年金の期間のみの場合

(夫) 40年加入	
老齢厚生年金（報酬比例年金） 104,092円	夫 分
老齢基礎年金 67,017円	
老齢基礎年金 67,017円	妻 分

||

合計	23.8万円
----	--------

2. 妻に厚生年金期間がある場合

○5年程度の場合

(夫) 40年加入	
老齢厚生年金（報酬比例部分） 104,092円	夫 分
老齢基礎年金 67,017円	
老齢基礎年金 67,017円	妻 分
夫婦で24.7万円	

○40年程度の場合

(夫) 40年加入	
老齢厚生年金（報酬比例部分） 104,092円	夫 分
老齢基礎年金 67,017円	
老齢厚生年金（報酬比例部分） 62,398円	妻 分
老齢基礎年金 67,017円	
夫婦で30.1万円	

← 老齢厚生年金
（報酬比例部分）
8,506円

国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見

(年金審議会意見 (H10.10.9) 抜粋)

○第3号被保険者制度

第3号被保険者制度は、昭和60年の改正により女性の年金権の確立という観点から導入されたものであるが、片働き世帯と共働き世帯・単身世帯との間の不公平などがあり、また、年金制度の個人単位化の観点からも、第3号被保険者又はその配偶者から保険料を徴収すべきであるとの考え方がある。その際、育児・介護のために就労できなかった期間については拠出期間等として認めるべきであるとの考え方がある。

この点については、現在は世帯の収入が同じであれば負担も給付も同じ水準となっていること、専業主婦には所得がないことや生活様式(ライフスタイル)の変化が大きい女性の年金権を確保する上で意義があることなどから第3号被保険者制度は合理的であるという考え方や、第3号被保険者制度の見直しの必要は認めつつ1200万人もの第3号被保険者の存在を考えると、急激な制度変更は困難といった現実論がある。このため、次期制度改正において何らかの見直しを行うことは困難であるが、医療保険や税制上の取扱いとの関係や女性の就業状況等の進展も踏まえ、検討を続けることが必要である。

なお、第3号被保険者については、次期制度改正においてその範囲を見直す(配偶者に限定せず、無収入の被扶養者等に拡大し、一方、収入の認定基準^(注)を引き下げる。)べきであるとの意見があった。

(注) 現在は、年収が130万円を超えると第3号被保険者の資格を失い、第1号被保険者として国民年金保険料を納付しなければならない。

第3号被保険者の保険料負担について

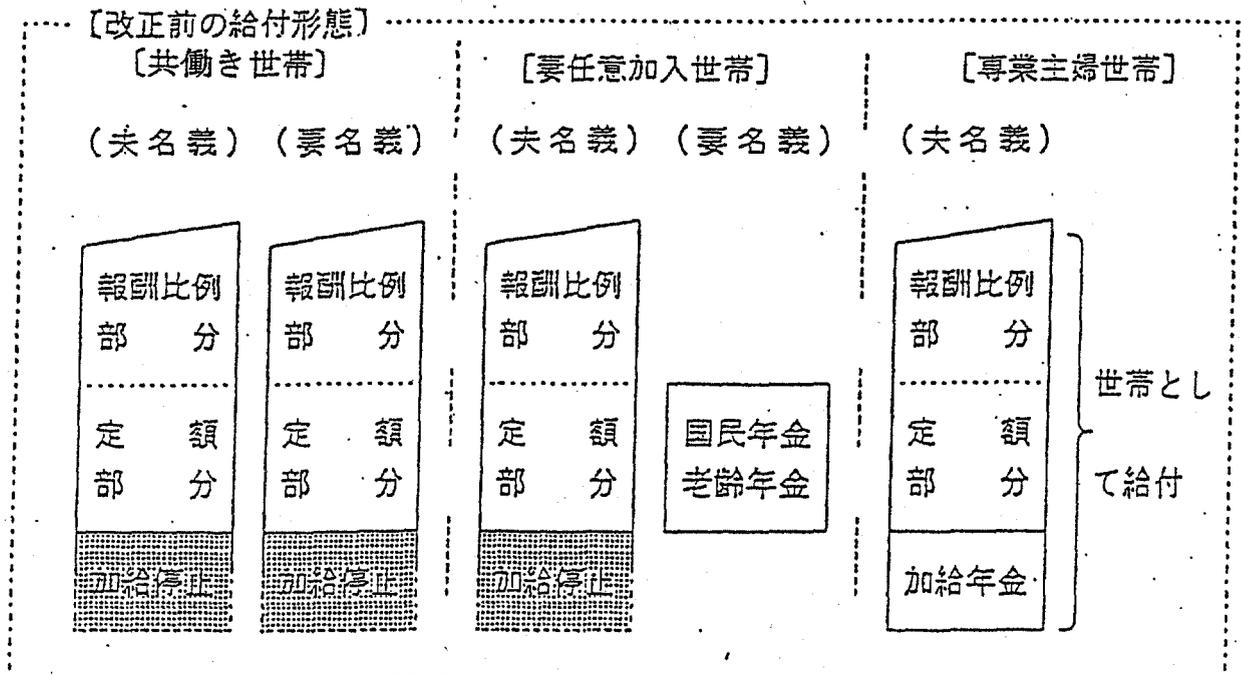
1. 昭和60年改正

(1) 厚生年金では給付においても負担においても世帯単位の考え方が採られてきていた。

- 老後の年金は世帯（夫婦二人分）の水準として計算
- 専業主婦の妻には個別の保険料負担を求めず、老後も夫の年金で対応。ただし、国民年金には任意加入することができる。

(2) このような制度の下、次のような問題が生じていた。

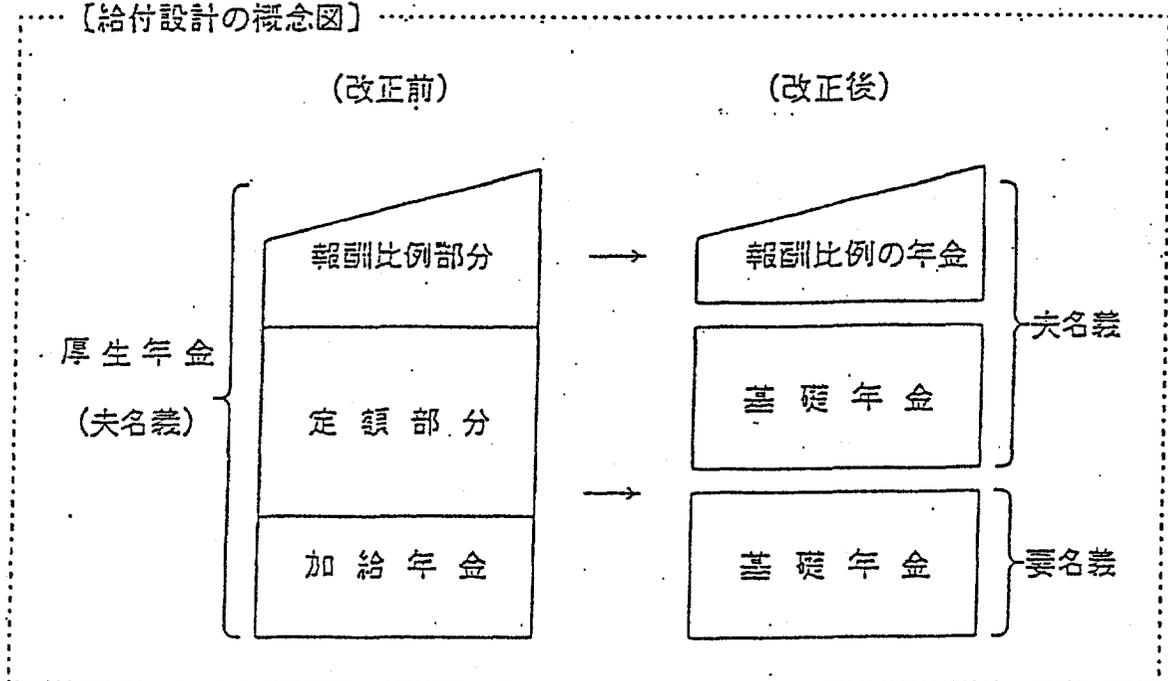
- 共働き世帯や国民年金に任意加入した妻がいる世帯では、世帯としての給付水準として見た場合過剰な給付が発生する。
- 妻が任意加入せず、老後に離婚したり障害になった場合は年金を受給できない。



(3) これらを解決するため、昭和60年改正において次のとおりとした。

- サラリーマンの妻も第3号被保険者として国民年金に強制加入とする。
- 夫婦世帯の老齢年金は従来水準を維持しつつ、「夫の老齢厚生年金・老齢基礎年金+妻の老齢基礎年金」とした。
- 第3号被保険者の費用負担については、負担能力のない者に年金権を保障する必要があることから、独自の負担を求めることとせず、従来どおり所得のある夫の保険料拠出によることとし、それぞれの被用者年金制度で対応することとした。

【給付設計の概念図】



第3号被保険者の基礎年金負担をめぐる議論

第3号被保険者は負担しない でよいとする立場

負担の公平

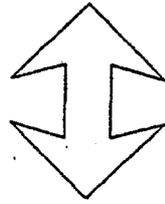
○所得のある者が所得額に応じて負担するのが社会保険の原則。

生活スタイル選択への影響

○就労選択への影響は、税制や育児・介護等の必要性の方が大きい。第3号被保険者制度は、育児・介護等で就労を中断しがちな女性の年金を保障する機能を持つ。

専業主婦からの保険料徴収

- 自己納付は、未納者を生み、無年金者の発生につながる。
- 雇用関係のない妻の保険料徴収事務を夫の事業主に課すのは無理。
- 第1号被保険者と同様の定額保険料は逆進的になる。



第3号被保険者も負担すべきとする立場

負担の公平

○基礎年金費用は、各個人が負担すべき。専業主婦は、余暇時間分生活水準が高い。

生活スタイル選択への影響

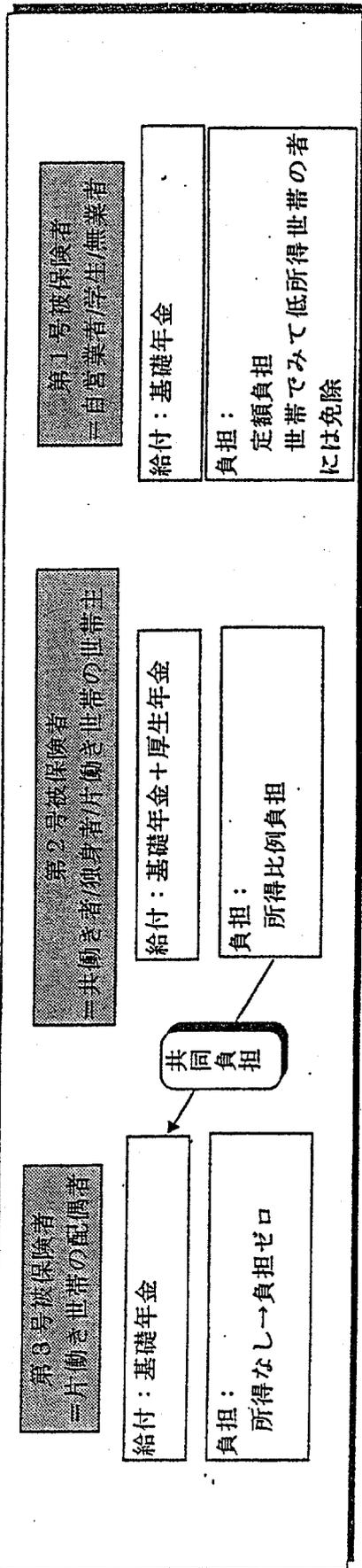
○現行制度は、女性の就労・結婚に中立的でない。就労に抑制的に働く。

専業主婦からの保険料徴収

○第1号被保険者と同様の自己納付か、夫の事業主経由で夫の給与から源泉徴収する。

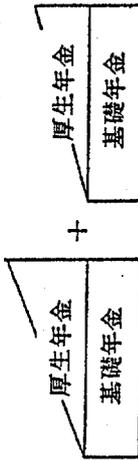
第3号被保険者の基礎年金の給付と負担の現状、妻の就労形態と家庭の状況

第3号被保険者の基礎年金の給付と負担の現状



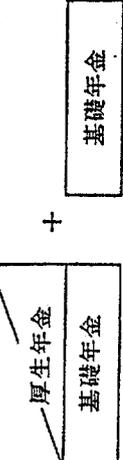
妻の就労形態別の給付

共働き：夫(基礎年金+厚生年金)+妻(基礎年金+厚生年金)



* 厚生年金は片働きを前提に設計しているため、夫婦2人分の標準的な年金額以上を受給

片働き：夫(基礎年金+厚生年金)+妻(基礎年金)



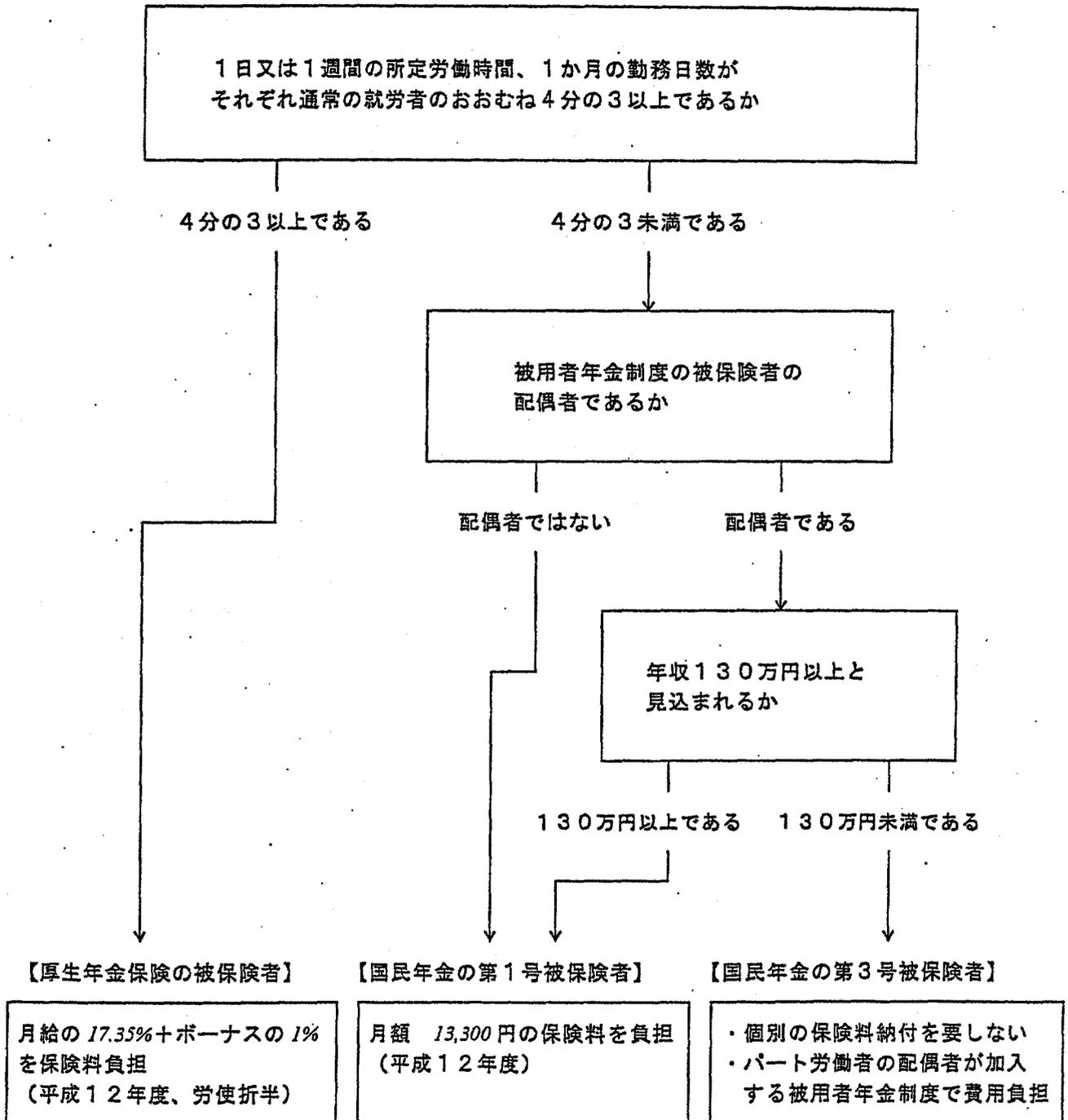
妻の就労形態と家庭の状況

妻の就業形態	フルタイム	パート	専業主婦	合計
世帯割合 %	18.9	16.4	64.7	100
夫の賃金年額 平均 万円	378	426	457	437
妻の賃金年額 平均 万円	229	77	-	-
世帯合計年間 収入平均 万円	676	546	514	550
子供数 (妻の年齢 35 ~39 歳層)	2.06	2.06	2.07	2.07

(出所)高山憲之・有田富美子「貯蓄と資産形成—家計資産のマイクログラフ分析」

1984年総務庁「全国消費実態調査」のデータを分析

パート労働者の厚生年金保険・国民年金の適用について



(注) 原則的な取扱いを示したものである。

年金、医療、介護の各制度における被扶養配偶者の位置づけ

	自営業者世帯	サラリーマン世帯
被扶養配偶者の位置づけと保険料の負担	年 金 (国 民 年 金)	
	<p>《加入者数》(1999.3末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者 2,043万人 <p>《被扶養配偶者の位置付け》</p> <p>第1号被保険者</p> <p>《被扶養配偶者の保険料負担》</p> <p>第1号被保険者の保険料(定額)を賦課</p>	<p>《加入者数》(1999.3末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2号被保険者数 3,826万人 ・第3号被保険者数 1,182万人 <p>《被扶養配偶者の位置付け》</p> <p>第3号被保険者</p> <p>《被扶養配偶者の保険料負担》</p> <p>自身の保険料納付は不要(基礎年金給付に要する費用は、サラリーマンである夫(妻)の加入している年金制度(厚生年金等)で負担)</p>
	医 療 保 険	
	<p>《加入者数》(1999.3末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 4,102万人(市町村) <p>《被扶養配偶者の位置付け》</p> <p>国民健康保険の被保険者</p> <p>《被扶養配偶者の保険料負担》</p> <p>被扶養配偶者を含めて世帯単位で合算した所得、資産、世帯員数等から保険料を算定し世帯主に賦課</p>	<p>《加入者数》(1999.3末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険, 共済組合等 8,061万人 <ul style="list-style-type: none"> 〔被保険者本人 4,001万人 〔扶養家族 4,060万人 <p>《被扶養配偶者の位置付け》</p> <p>サラリーマンである夫(妻)の加入している医療保険(健康保険等)において、家族療養給付を受ける</p> <p>《被扶養配偶者の保険料負担》</p> <p>自身の保険料納付は不要(家族療養給付に要する費用も含めてサラリーマンである夫(妻)に賦課)</p>

	自営業者世帯	サラリーマン世帯
被扶養配偶者の位置付けと保険料負担	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">介 護 保 険</div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第1号被保険者 (65歳以上)</div>	
	<p>《加入者数》(12年度推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者 約2,200万人 <p>《被扶養配偶者の位置付け》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者 <p>《被扶養配偶者の保険料負担》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養配偶者自身の所得に応じた所得段階別 (原則5段階、基準額より軽減される場合は世帯全員が住民税非課税であることが必要) の定額の保険料を賦課 (原則年金から特別徴収) 	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2号被保険者 (40~64歳)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第2号被保険者 (40~64歳)</div>
	<p>《加入者数》(12年度推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2号被保険者(国保被保険者)(市町村) 約1,350万人 <p>《被扶養配偶者の位置付け》</p> <p>第2号被保険者</p> <p>《被扶養配偶者の保険料負担》</p> <p>加入する国民健康保険が医療保険料と一括して徴収 (医療保険同様に、被扶養配偶者を含めて世帯単位で合算した第2号被保険者の所得、資産、人数等から保険料を算定し世帯主に賦課)</p>	<p>《加入者数》(12年度推計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2号被保険者(健保・共済被保険者、被扶養者)約2,800万人 <p>《被扶養配偶者の位置付け》</p> <p>第2号被保険者</p> <p>《被扶養配偶者の保険料負担》</p> <p>自身の保険料納付は不要 (サラリーマンである夫(妻)の加入する健康保険等は、被扶養配偶者数も含めた第2号被保険者数に対応する保険料額全体を、第2号被保険者である健康保険等の被保険者から徴収)</p>

諸外国における被扶養配偶者の取扱い

1. 被用者が本人分の保険料のみを拠出している場合に、被扶養配偶者のために一定の給付を行う例

(1) 被扶養配偶者に対して独自の年金を支給する例 (日本と同様)

① アメリカ

- ・被用者本人分のみの保険料に対し、被扶養配偶者自身の年金を支給
- ・被用者本人の年金の50%の水準

② イギリス

- ・被用者本人分のみの保険料に対し、被扶養配偶者自身の年金を支給 (60歳以上の場合)
- ・満額で週38.70ポンドの定額の年金 (1998年) (月額25,500円程度 1ポンド165円で計算 H12.9為替相場)

(2) 被扶養配偶者を考慮した給付を被用者本人に支給する例

○ フランス

- ・被用者本人の年金に被扶養配偶者分として一定の加給
- ・年4,000フラン (月額5,000円程度 1フラン15円で計算 H12.9為替相場)

2. 保険料を徴収せず、居住のみを要件として一定の給付を行う例

○ スウェーデン

- ・被扶養配偶者自身の年金として基礎年金を支給

3. 自らの保険料の拠出の無い者には給付は行われない例

○ ドイツ

- ・その配偶者に対して加給が行われることもない

第3号被保険者制度について

被扶養配偶者（主にサラリーマンの妻、以下専業主婦という。）には通常負担能力がないことから、独自に負担を求めることをせず、被用者全体の保険料拠出により基礎年金の受給権を確保している。出産・育児・介護等の多様な専業主婦の生活形態（ライフスタイル）にも配慮し、無年金・低年金者の発生を防止している。

現行制度に対する意見

- 専業主婦の保険料を専業主婦世帯以外に共働き世帯や単身世帯が拠出させられているのはおかしいのではないか。
- 学生や自営業者等の妻が保険料負担しているのに専業主婦が負担しないのは不公平ではないか。

1. 現行制度を維持する考え方

社会保険においては、負担能力がある者に負担を求め、必要性を考慮して給付を行うという考え方にたつて所得再分配が行われており、所得のない専業主婦に必要な費用を被用者全体で負担する仕組みは合理性があると考えられる。

2. 現行制度の修正を求める意見

- a. 専業主婦と自営業者等の主婦が同様の負担をするよう第3号被保険者本人に定額保険料負担を求める。
 - ①無年金・低年金の高齢女性が発生することが予想される、
 - ②多様な女性の生活形態（ライフスタイル）に対する配慮に欠ける、などの問題があり、公的年金の所得保障機能を低下させることにならないか。
- b. 世帯単位での負担の仕組みを維持しつつ、専業主婦の保険料を夫の厚生年金保険料率に上乗せして負担を求める。
 - ①事業主は雇用関係のない専業主婦の保険料を負担する義務があるのか、
 - ②専業主婦を持つサラリーマンの年金保険料が相対的に上昇するため、事業主が雇用を敬遠する恐れがある、
 - ③事業主が被用者の専業主婦の有無、当該専業主婦の就労の有無及び所得水準を確認する義務が生じる、
 - ④今後、段階的に保険料が上昇する際に2通りの保険料率があると高い方の保険料率が負担の限界として考えられることとなり、給付総額の抑制の要請が高まる、
 - ⑤結婚退職・出産退職に対して抑制的な効果が予想されるが少子化との関係をどう考えるか、などの問題があるがどう考えるか。

世帯単位でみた給付と負担の均衡

- 専業主婦世帯・共働き世帯ともに、所得が同一であれば同一の負担をしている。
- 専業主婦世帯・共働き世帯ともに、負担が同一であれば負担に応じて同一の給付となる。

専業主婦世帯（世帯所得50万円）

＜負担＞

夫	$50 \text{万円} \times 17.35 / 2 = 4.3 \text{万円}$
妻	0 円
世帯計	4.3万円

＜給付＞

夫	50万円分の厚生年金
妻	基礎年金
世帯計	50万円分の厚生年金 + 2人分の基礎年金

共働き世帯（世帯所得50万円）

＜負担＞

夫	$30 \text{万円} \times 17.35 / 2 = 2.6 \text{万円}$
妻	$20 \text{万円} \times 17.35 / 2 = 1.7 \text{万円}$
世帯計	4.3万円

＜給付＞

夫	30万円分の厚生年金
妻	20万円分の厚生年金
世帯計	50万円分の厚生年金 + 2人分の基礎年金

（注）給付における50万円、30万円、20万円は、裁定時の標準報酬月額平均ではない。

第3号被保険者本人が定額保険料を負担することとした場合

第3号被保険者本人が定額の保険料を負担することとした場合、

- 専業主婦世帯の負担が増加し、共働き・単身世帯の負担は減少する。特に低所得の専業主婦世帯の負担が大きく増加。
- 第3号被保険者本人が支払う定額保険料の総額は、厚生年金保険料率の1.35%相当に換算される。

【参考一個別世帯への影響】（平成10年度時点、仮に試算した場合）

- 前提：○ 第3号被保険者が第1号被保険者として13,300円/月の定額保険料を厚生年金保険に納め、その保険料収入に見合う分だけ、第2号被保険者の厚生年金保険料を引き下げることとした場合の試算（平成10年度予算値、負担額は本人負担のみ）。
○ 厚生年金保険料率を引き下げない考え方もある。

保険料率の変化

現行：17.35%（本人負担分；8.675%）
変更後：16%（本人負担分；8%）

夫：月収50万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	43,375円	40,000円
妻	—	13,300円
計	43,375円	53,300円
	負担の変化	+ 9,925円

夫：月収25万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	21,688円	20,000円
妻	—	13,300円
計	21,688円	33,300円
	負担の変化	+ 11,612円

夫：月収30万円・妻：月収20万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	26,025円	24,000円
妻	17,350円	16,000円
計	43,375円	40,000円
	負担の変化	▲ 3,375円

夫：月収15万円・妻：月収10万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	13,013円	12,000円
妻	8,675円	8,000円
計	21,688円	20,000円
	負担の変化	▲ 1,688円

専業主婦がいるサラリーマンの夫の保険料に専業主婦の保険料を上乗せすることとした場合

専業主婦がいるサラリーマンの夫の保険料に専業主婦の保険料を上乗せすることとした場合、
 ○ 専業主婦世帯は同一所得でも共働き世帯に比べて重い負担を課せられることとなり、同一所得・同一負担の原則が崩れる。

【参考一個別世帯への影響】（平成10年度時点で、仮に試算した場合）

前提：○ 第3号被保険者は、平均的に第1号被保険者と同額の保険料を配偶者の保険料に上乗せする形で厚生年金保険に納め、その保険料収入に見合う分だけ第2号被保険者である厚生年金保険料を引き下げることとした場合の試算。なお、配偶者の有無による一般男子の標準報酬月額の違いを考慮し、事業主も専業主婦の保険料を負担（労使折半の使用分）するものとした（平成10年度予算値、負担額は本人負担分のみ）。

○ 厚生年金保険料率を引き下げない考え方もある。

保険料率の変化

現行：17.35%（本人負担分；8.675%）

変更後：

専業主婦世帯の世帯主、19.3%（本人負担分；9.65%）
 それ以外、16%（本人負担分；8%）

夫：月収50万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	43,375 円	48,250 円
妻	—	—
計	43,375 円	48,250 円
負担の変化		+ 4,875 円

夫：月収30万円・妻：月収20万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	26,025 円	24,000 円
妻	17,350 円	16,000 円
計	43,375 円	40,000 円
負担の変化		▲ 3,375 円

夫：月収25万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	21,688 円	24,125 円
妻	—	—
計	21,688 円	24,125 円
負担の変化		+ 2,437 円

夫：月収15万円・妻：月収10万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	13,013 円	12,000 円
妻	8,675 円	8,000 円
計	21,688 円	20,000 円
負担の変化		▲ 1,688 円

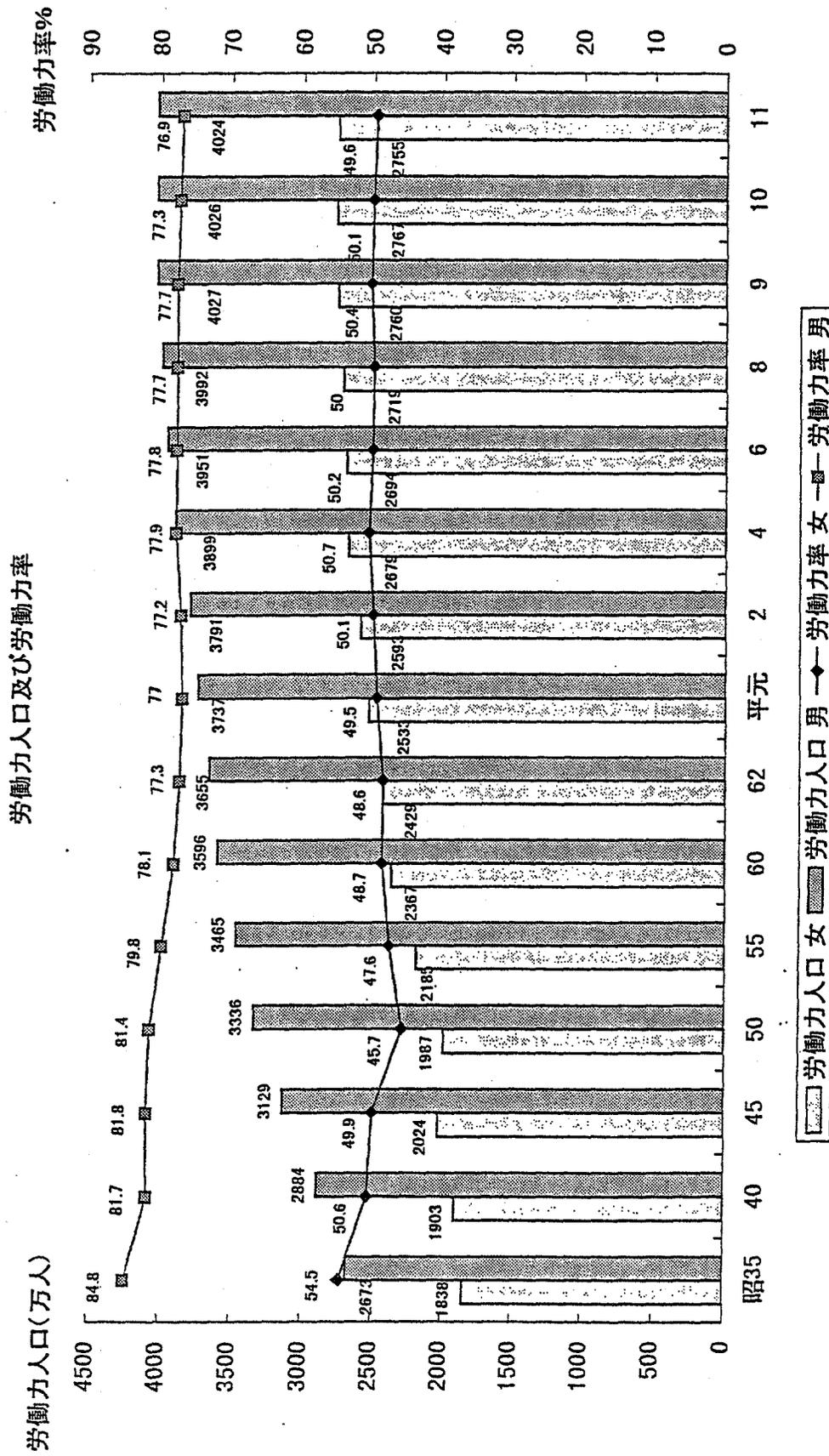
諸外国の年金制度における育児期間の取扱い

ド イ ツ	イ ギ リ ス	フ ラ ン ス	ス ウ ェ ー デ ン
<p>育児期間については、出生後3年間は強制的に保険料拠出期間として平均労働報酬の75%の収入があったものとみなす。 ※99年改革法により、2000年からは100%の収入があったものとみなされたこととなった。</p>	<p>育児期間(16歳まで)は、基礎年金の額に当たって、加入すべき年数から控除される。 $\frac{\text{拠出年数}}{\text{完全基礎年金額}} \times (\text{フルペンション})$ 加入すべき年数 この結果、フルペンションを受ける可能性が高くなる。</p>	<p>子を少なくとも9年間で(16歳になるまで)養育した場合は、年金額の算定にあたって子1人につき2年間加入期間が加算される。</p>	<p>子が4歳になるまでの育児期間において、所得の喪失・減少があった場合に、 ①子供の出生年の前年所得 ②65歳未満の全加入者の平均所得の75% ③現実の所得に基礎額を上乗せした額のいずれかをもっとも有利な額を年金制度上の所得として扱う。</p>

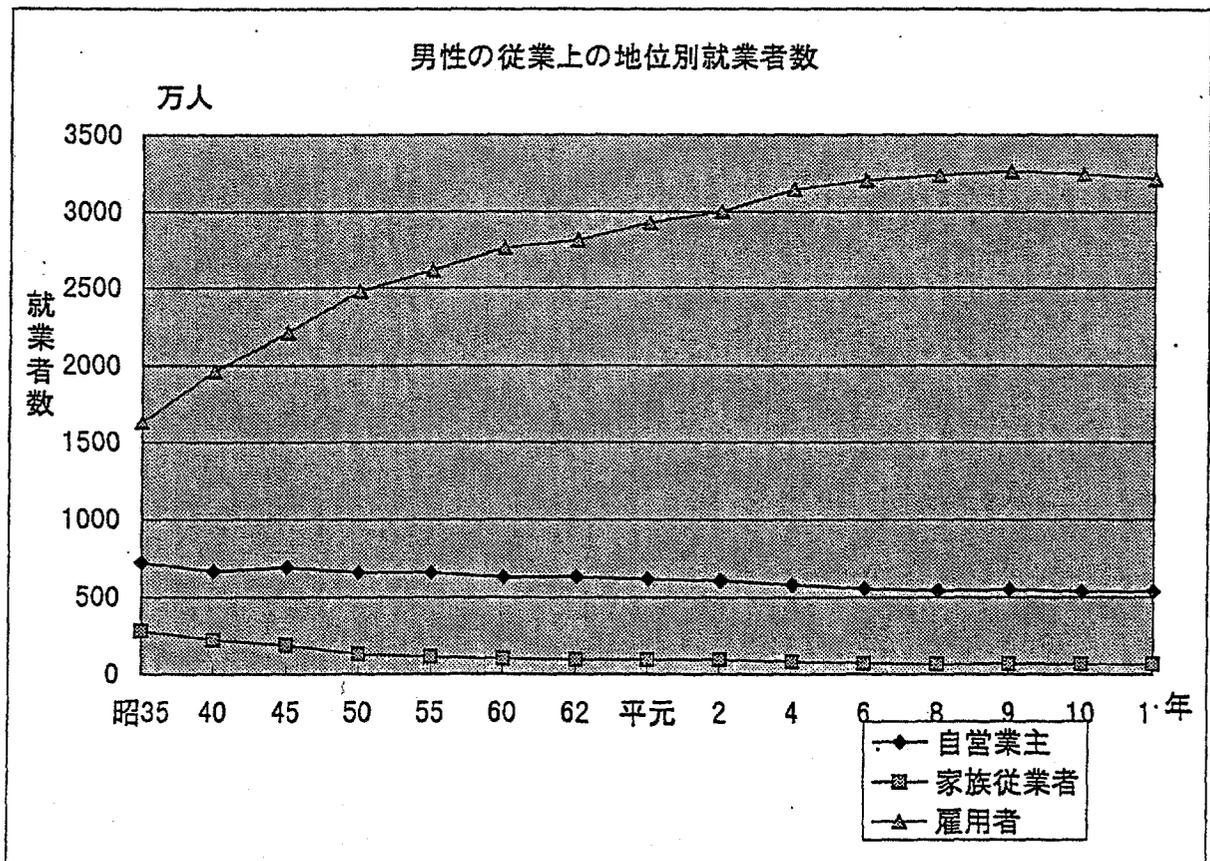
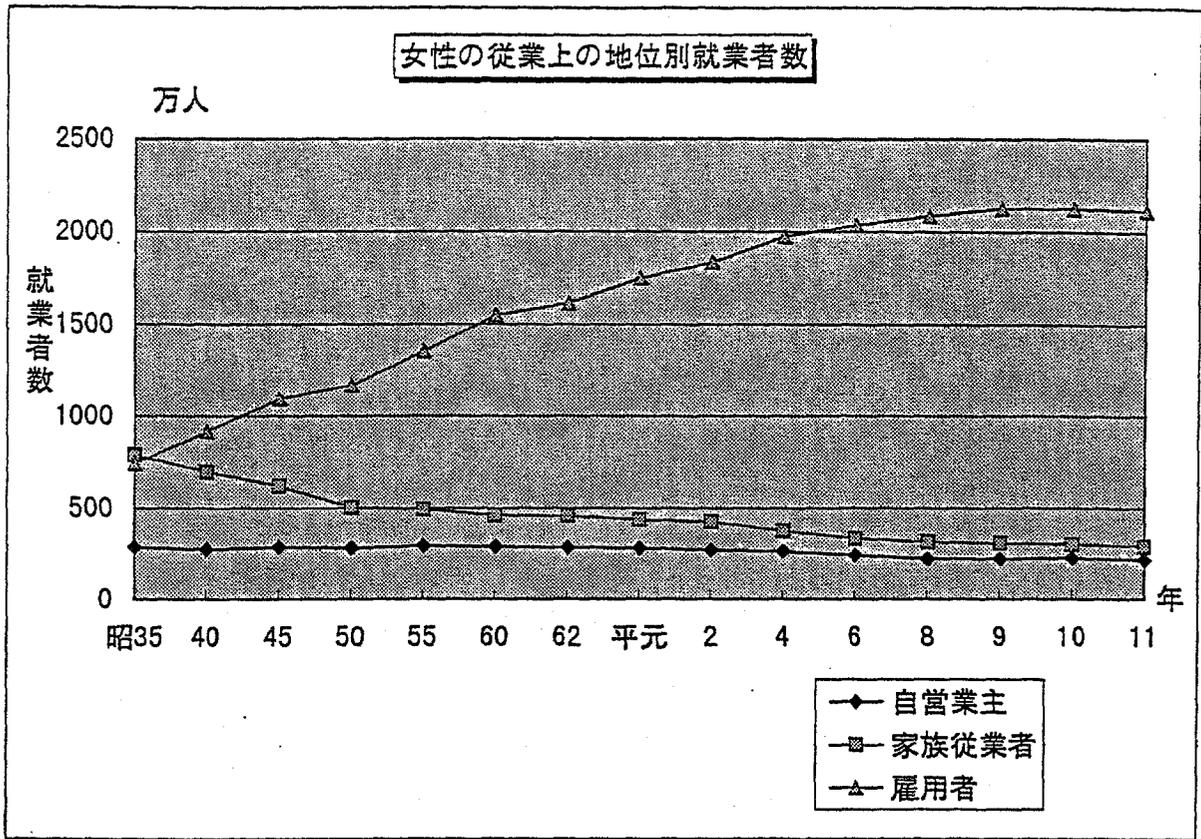
資 料 集

1. 就業の状況	頁
・労働力人口及び労働力率	1
・女性及び男性の従業上の地位別就業者数	2
・女性の年齢別労働力率の推移	3
・男性の年齢別労働力率の推移	4
・短時間雇用者数の推移（非農林業）	5
・女子雇用者の現状について	6
・男子雇用者の現状について	7
・平均勤続年数	8
・就業形態の多様化について	9
・就業形態別労働者割合／正社員及び非正社員別労働者割合／ 非正社員の就業形態別労働者割合	
2. 賃金・所得の状況	
・女性労働者（一般労働者）の賃金について	10
・所定内給与額の推移／男女間賃金格差の推移	
・女性労働者（パートタイム労働者）の賃金について	11
・パートタイム労働者の1時間当たり賃金額の推移	
・パートタイム労働者の男女間賃金格差の推移	
・所定内給与額階級別女性労働者割合	12
・女性労働者（一般労働者）の賃金について（年齢階級別）	13
・年齢階級別所定内給与額／年齢階級別男女間賃金格差	
・女子・正規の職員従業員の年齢階級別所得分布／ 女子・パート・アルバイトの年齢階級別所得分布	14
3. パートタイム労働者の状況	
・女子パートタイム労働者の年収について	15
・女子パートタイム労働者の労働日数と所定労働時間について	16
・男子パートタイム労働者の労働日数と所定労働時間について	17
・社会保険の加入状況別パート労働者割合／ パートタイム労働者の平均勤続期間及び平均就労年数	18
4. 第3号被保険者関係	
・配偶者のいる女性の就業状況等について	19
・第3号被保険者（女性）の実態について	

・ 就労形態／週のべ労働時間	20
・ 年間収入階層の累積比率／常勤の仕事をしていない理由	21
・ 「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」 の具体的理由／職場での厚生年金や健康保険の適用希望	22
・ 第3号被保険者による第3号被保険者制度の評価	23
・ 平成9年度 国民生活選考度調査	24
・ 第3号被保険者制度に関する有識者調査結果の概要	26
・ 配偶者の収入金額による配偶者手当支給制限がある企業の配偶者の年間収入 限度額決定方法別企業割合／配偶者手当の支給制限の対象となる配偶者の年 間収入金額階級別企業割合及び1企業平均収入金額	27
・ 所得税による就労調整の対応別パートタイム労働者割合／ 所得税以外の理由による就労調整の対応別パートタイム労働者割合	28
5. 離職の状況	
・ 女性の就業形態別離職状況の推移	29
・ 年齢階級、離職理由別女性離職者の割合	30
6. 公的年金への加入状況	
・ 年齢階級別被保険者数分布／男女別被保険者数	31
・ 就業形態別被保険者数	32
7. 公的年金等の受給状況	
・ 国民年金／厚生年金老齢年金受給権者の概況	33
・ 遺族年金の受給状況	34
・ 公的年金・恩給の年齢別受給額（女性）	35
・ 公的年金・恩給の年齢別受給額（男性）	36
・ 老齢厚生年金・遺族厚生年金の選択状況（65歳以上）	37
・ 母子・父子世帯の年間収入状況	38
8. 婚姻・離婚の状況	
・ 婚姻・離婚件数の推移	39
・ 年齢別離婚件数の推移	40
・ 同居期間別にみた離婚件数と構成割合	41
・ 家庭裁判所の離婚事件での財産分与・慰謝料支払いの状況	42

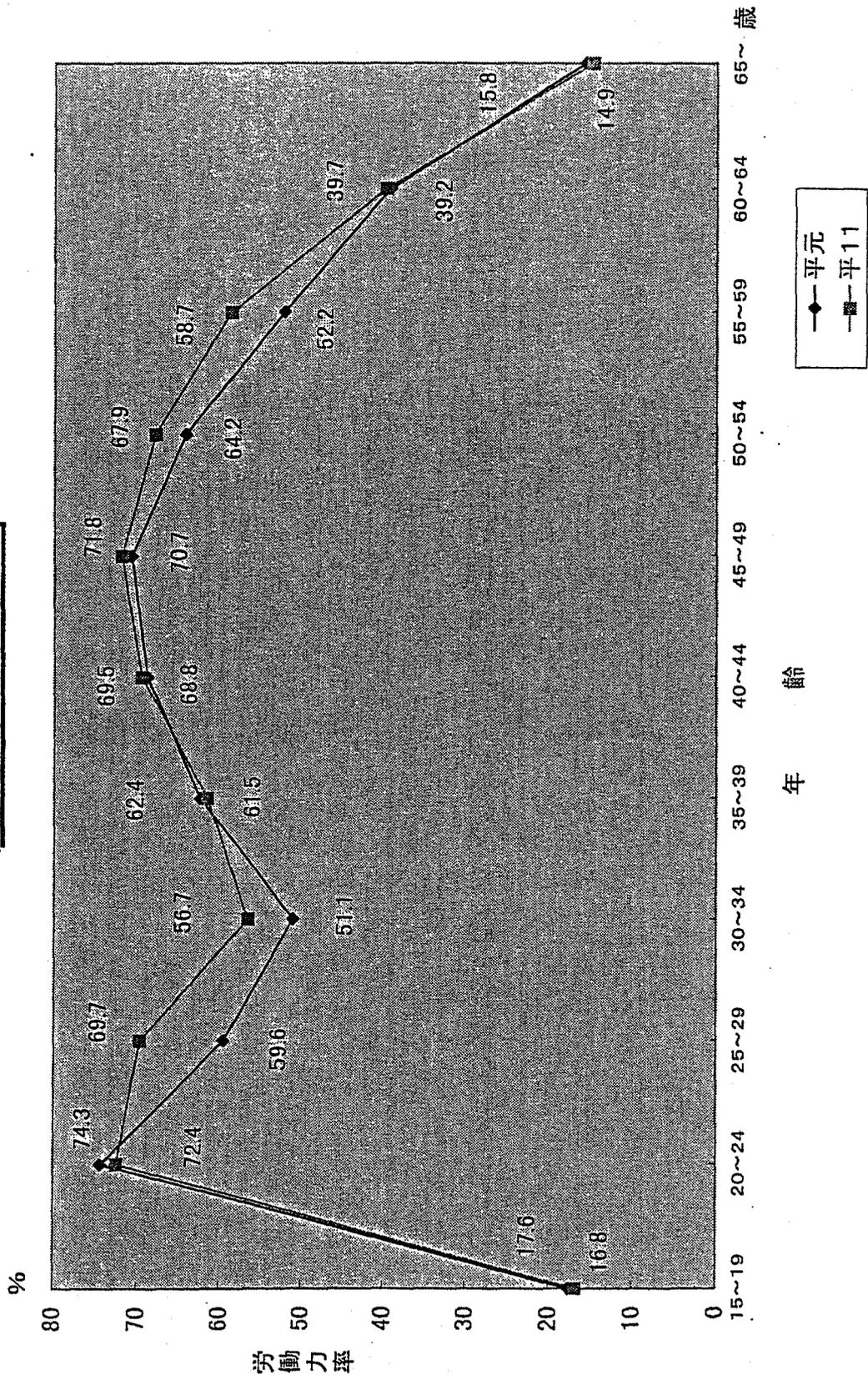


資料出所: 総務庁統計局「労働力調査」



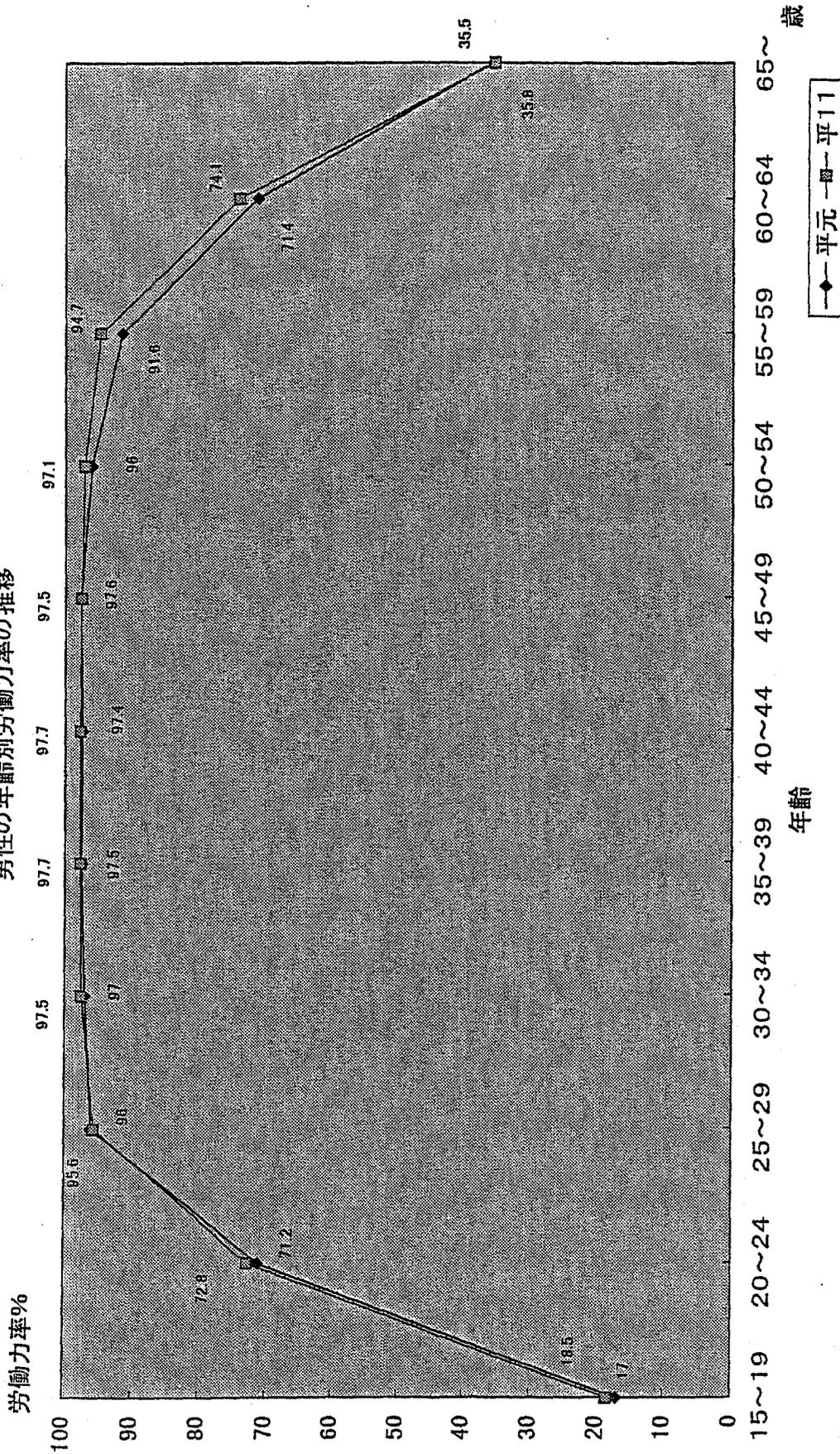
出典: 総務庁統計局「労働力調査」

女性の年齢別労働力率の推移



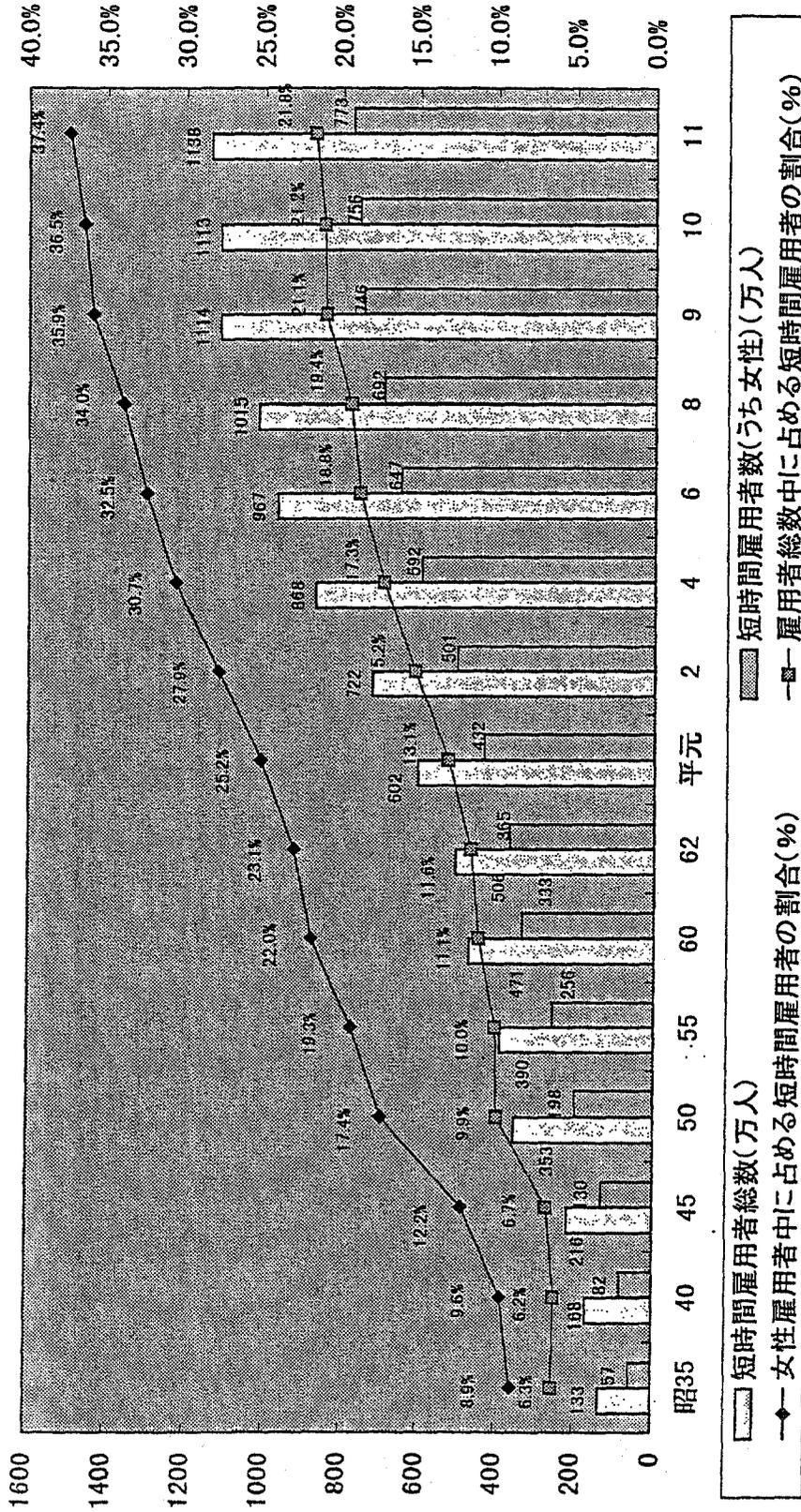
資料出典: 総務庁統計局「労働力調査」

男性の年齢別労働力率の推移



資料出所: 総務庁統計局「労働力調査」

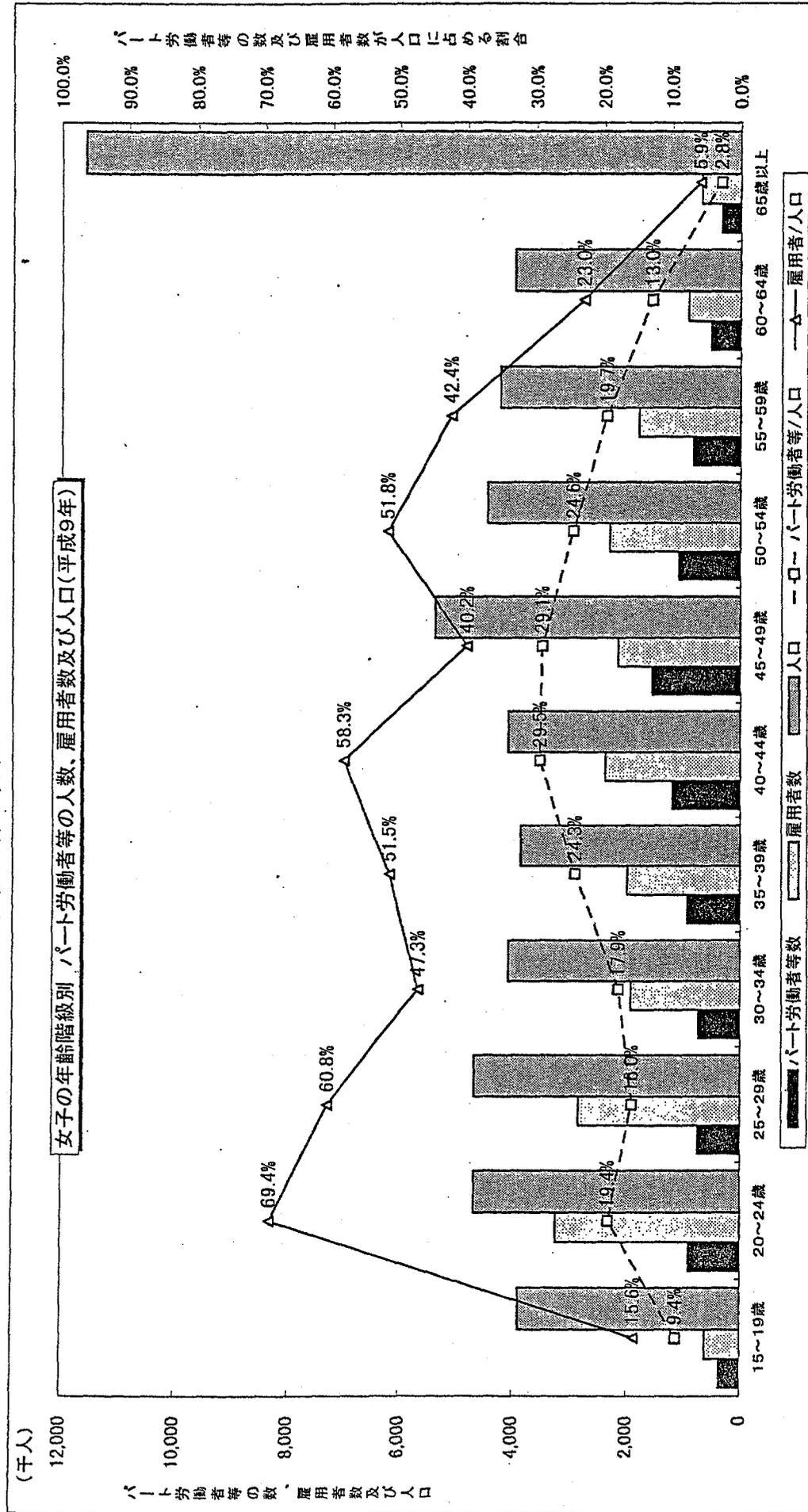
短時間雇用者数の推移(非農林業)



注:「短時間雇用者」…週間就業時間35時間未満の者

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

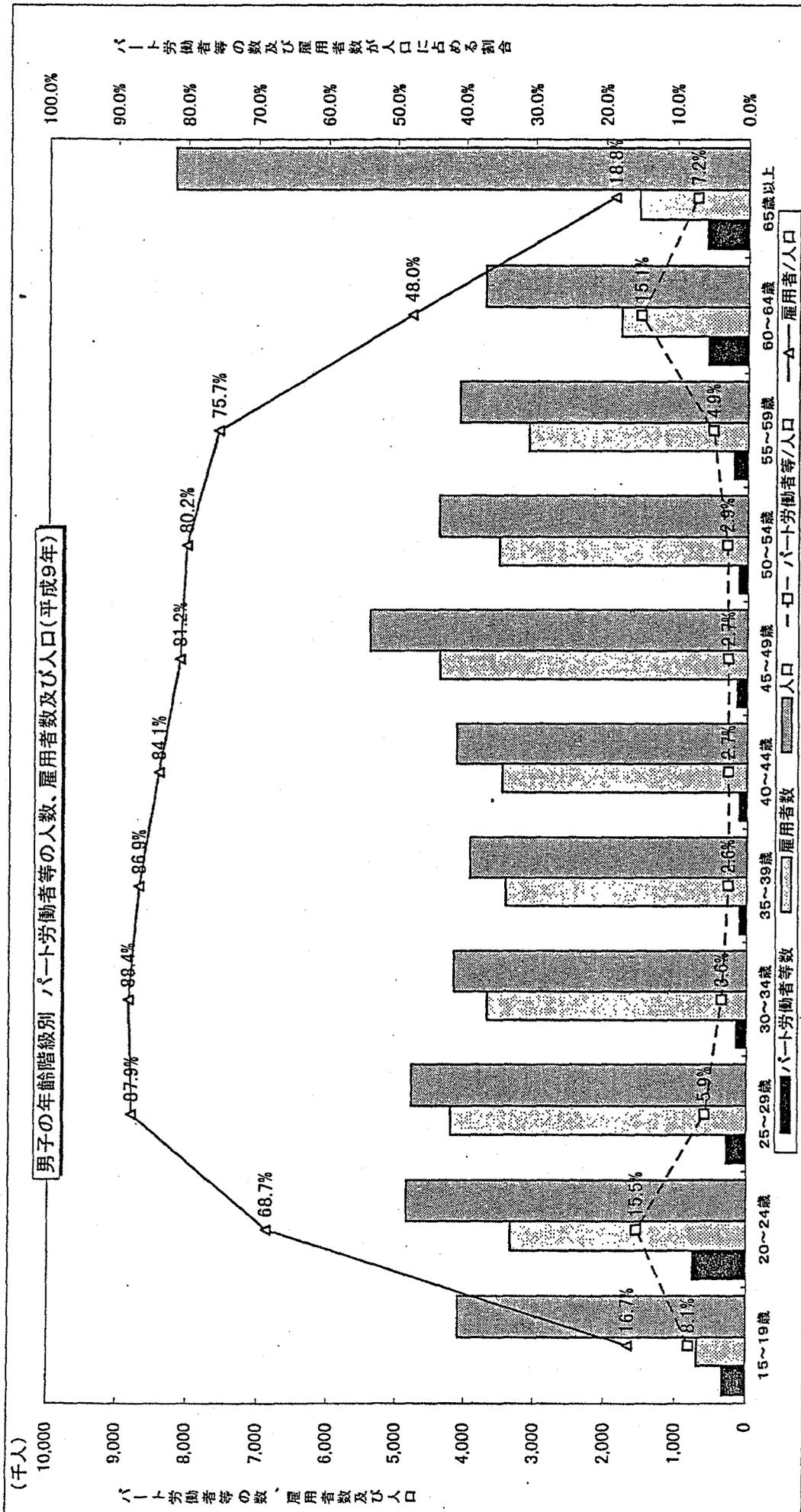
女子雇用の現状について



		年齢計					割合
		15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	65歳以上
人口	(千人)	3,899	4,679	4,085	5,381	4,450	54,908
雇用量		609	3,245	4,679	4,085	4,234	11,577
パート労働者数		368	906	747	939	1,093	833
(出典) 総務庁統計局 「平成9年 就業構造基本調査報告」							328
							518
							518
							9236
							16.8%
							38.0%
							100.0%

(注) 「パート労働者等」については、雇用のうち、民間の役員及び正親の職員・従業員のいずれにも該当しない者として計算した。
 (注) 「パート労働者等」については、職場における呼称による分類であることから、厚生年金保険の適用と直接の対応はないことに留意する必要がある。

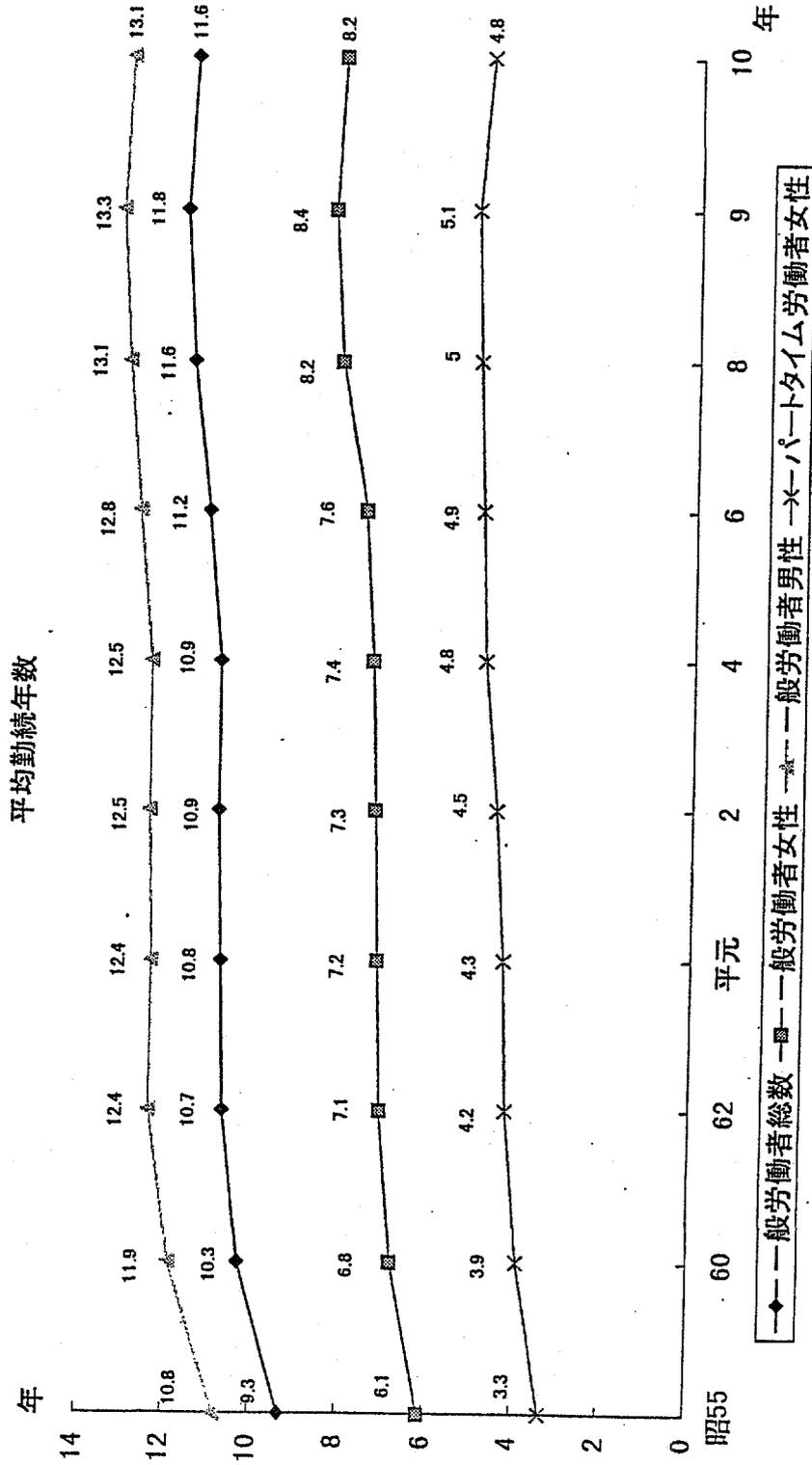
男子雇用者の現状について



		年齢計				割合							
		15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	65歳以上							
人口	(千人)	4091	4857	4789	4169	3722	8181	51,748	100.0%				
雇用者数		685	3338	4210	3684	3472	4381	3522	3096	1787	1537	33,130	64.0%
パート等労働者数		331	755	283	148	110	147	127	200	563	587	3,355	6.5%

(出典) 総務庁統計局「平成9年 就業構造基本調査報告」

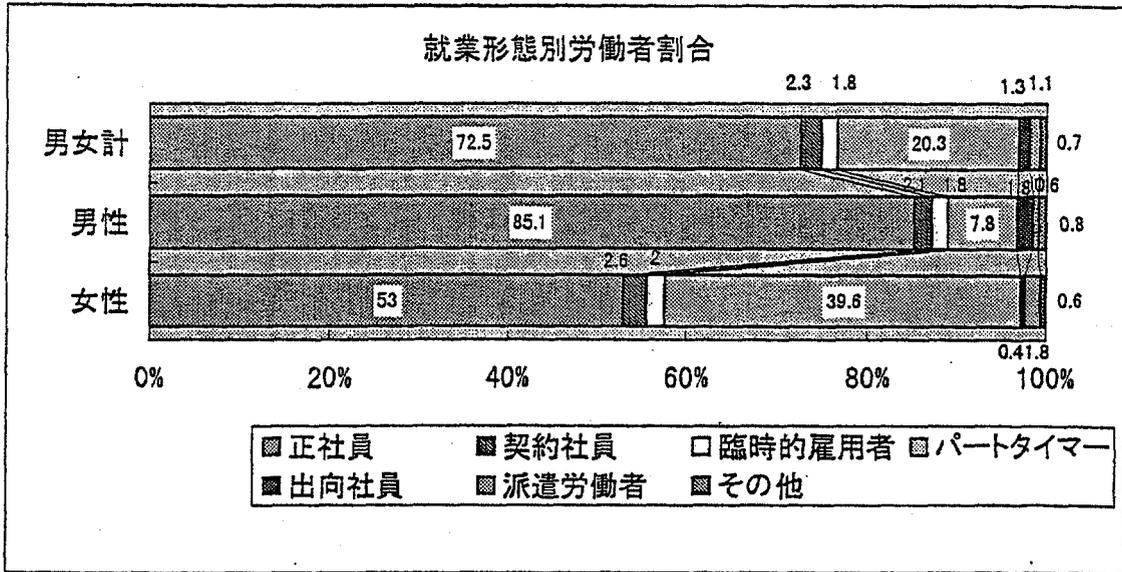
(注) 「パート労働者等」については、雇用者のうち、民間の役員及び正規の職員・従業員のいずれにも該当しない者として計算した。
 (注) 「パート労働者等」については、職場における呼称による分類であることから、厚生年金保険の適用と直接の対応はないことに留意する必要がある。



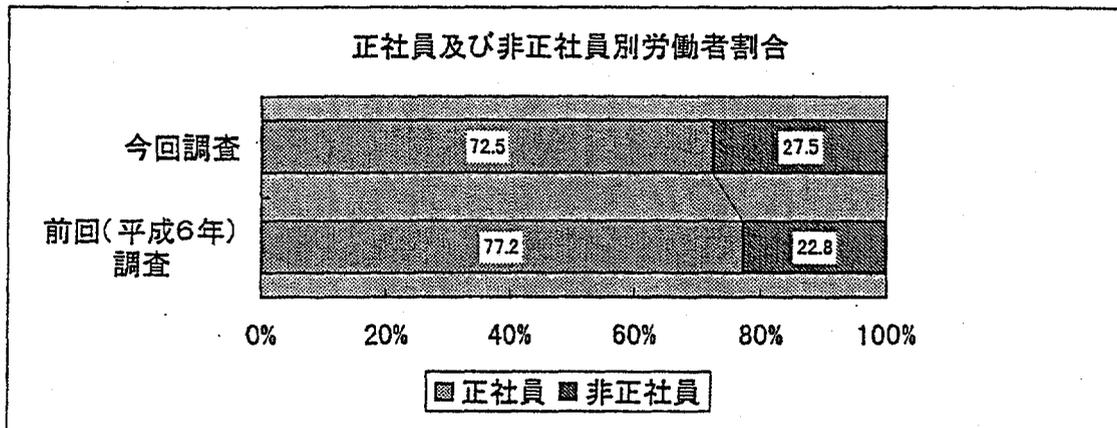
注:「一般労働者」とはパートタイム労働者以外の労働者。
 「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

資料出所:労働省「賃金構造基本統計調査」

就業形態の多様化について



※調査対象事業所における労働者割合。



非正社員の就業形態別労働者割合(%)

計	契約社員		短時間のパート		出向社員		派遣労働者	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
100	2.3	1.7	14.5	13.7	1.3	1.4	1.1	0.7

注:「短時間のパート」の今回は「パートタイマー」の数値。

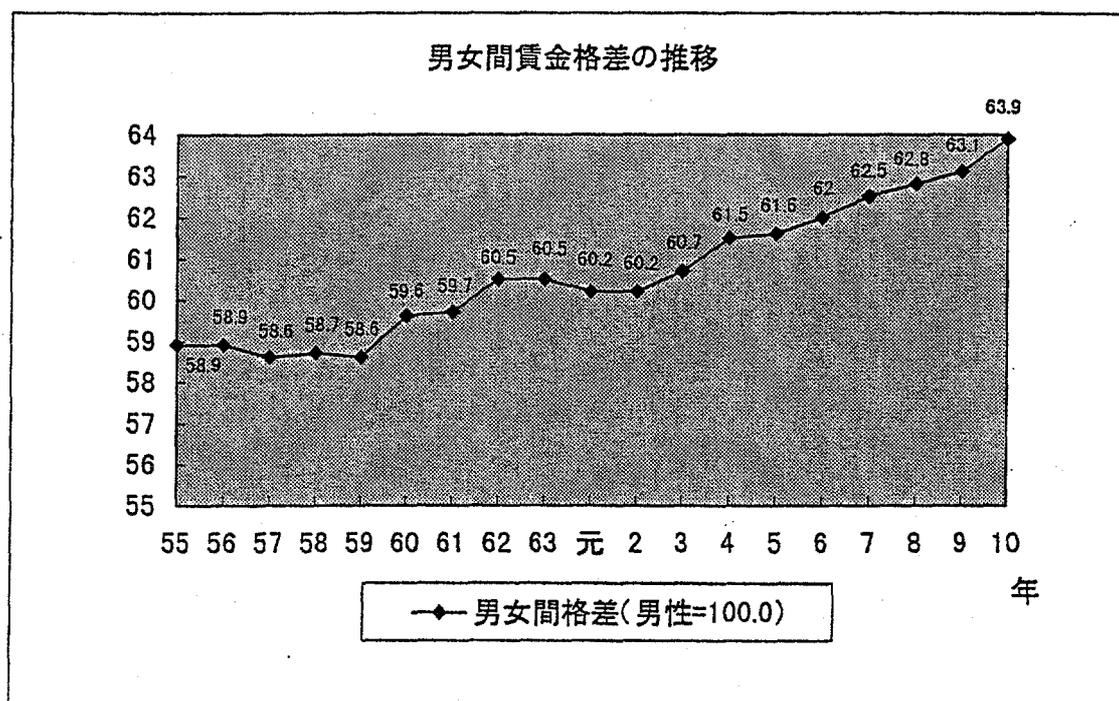
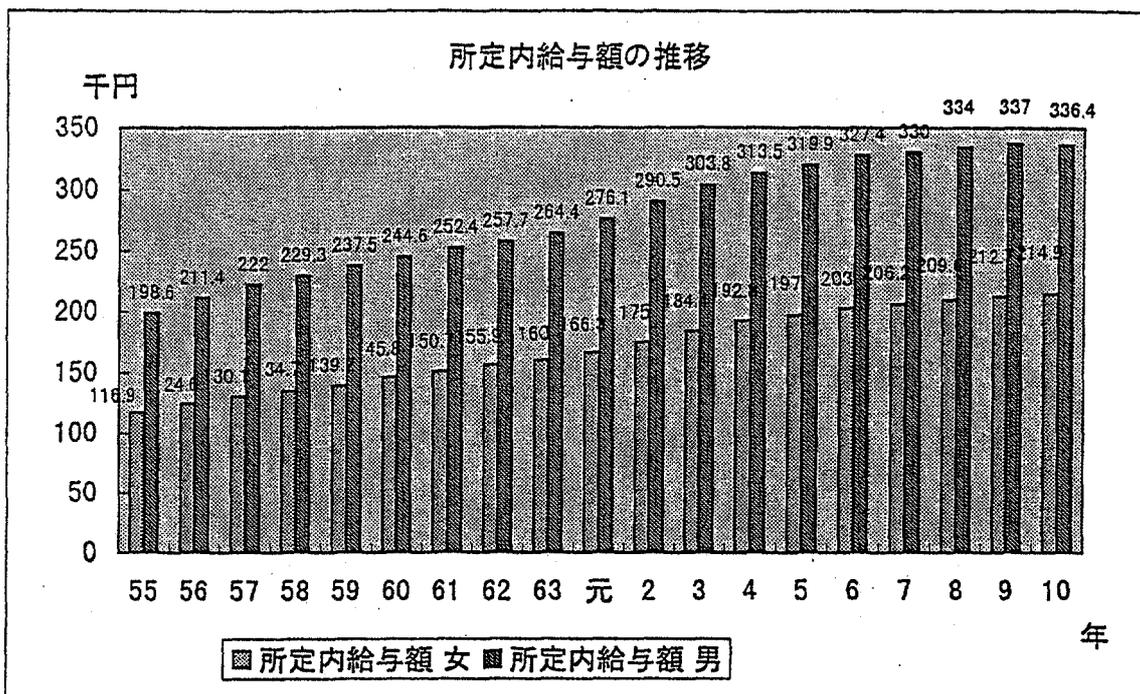
注:「パートタイマー」は「短時間のパートタイマー」及び「その他のパートタイマー」を含む。

「短時間のパートタイマー」は、いわゆる正社員より1日の所定労働時間が短い、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めがない者。

「その他のパートタイマー」は、いわゆる正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。

資料出所:労働省「平成11年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

女性労働者(一般労働者)の賃金について



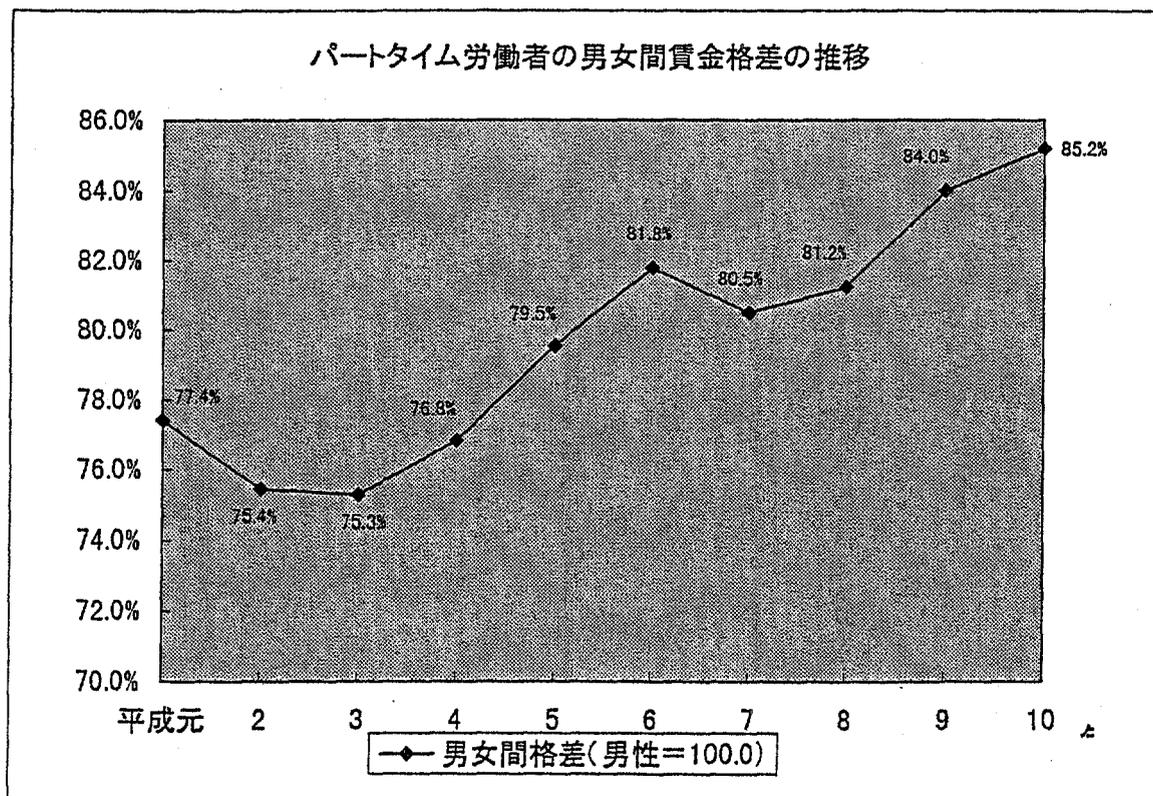
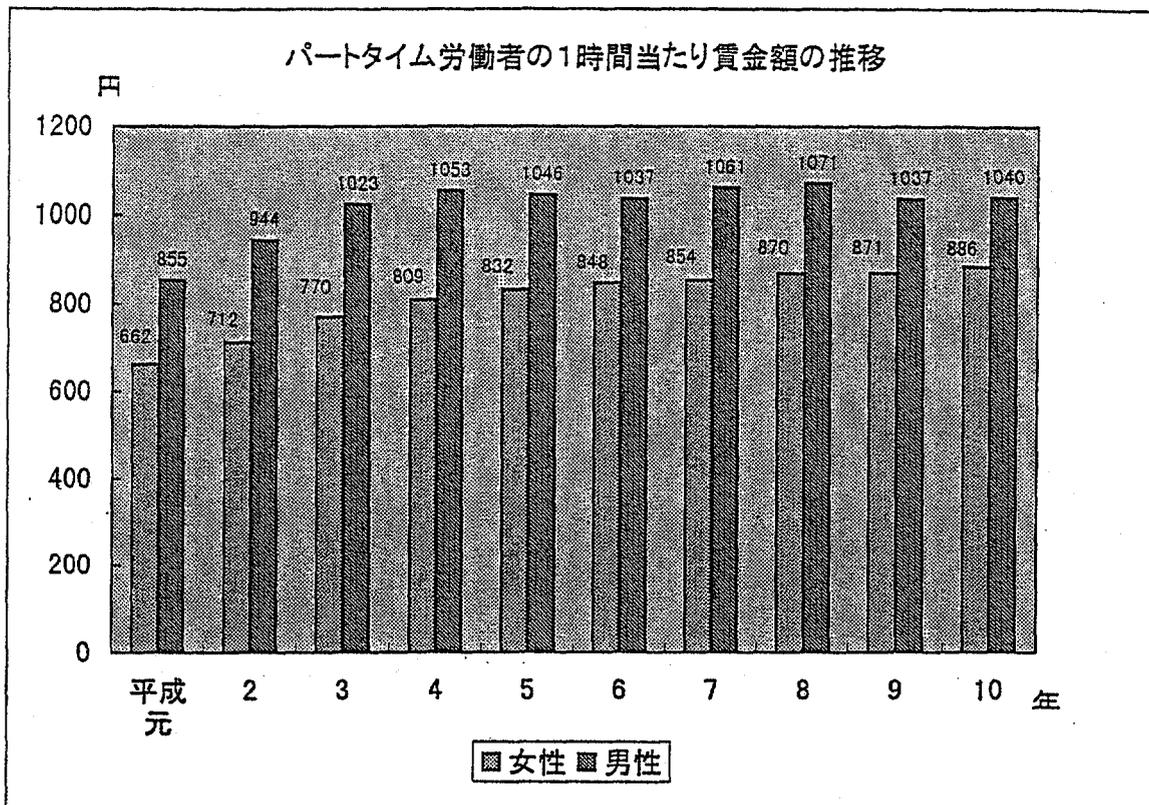
一般労働者の賃金実態

	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	所定内給与額(千円)
女性	37.2	8.2	214.9
男性	40.4	13.1	336.4

注) 一般労働者とは、パートタイム労働者以外の労働者をいう。

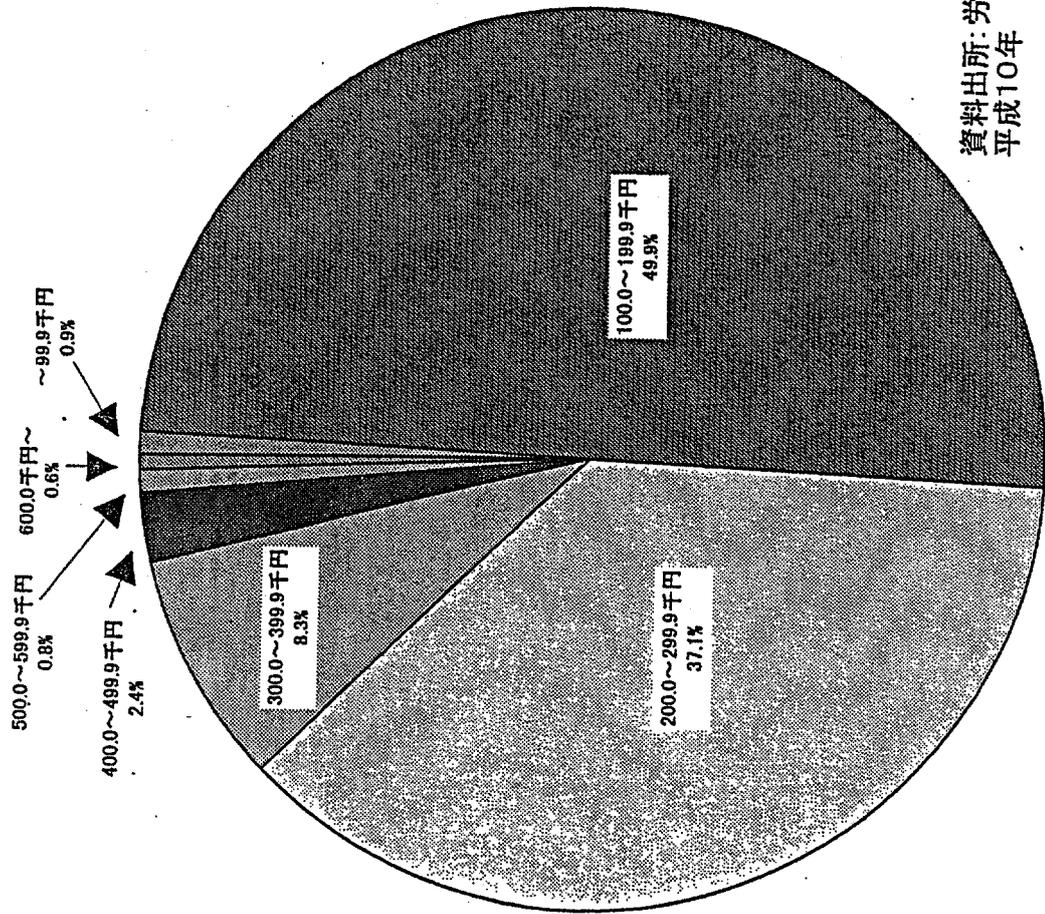
資料出所: 労働省「賃金構造基本統計調査」

女性労働者(パートタイム労働者)の賃金について



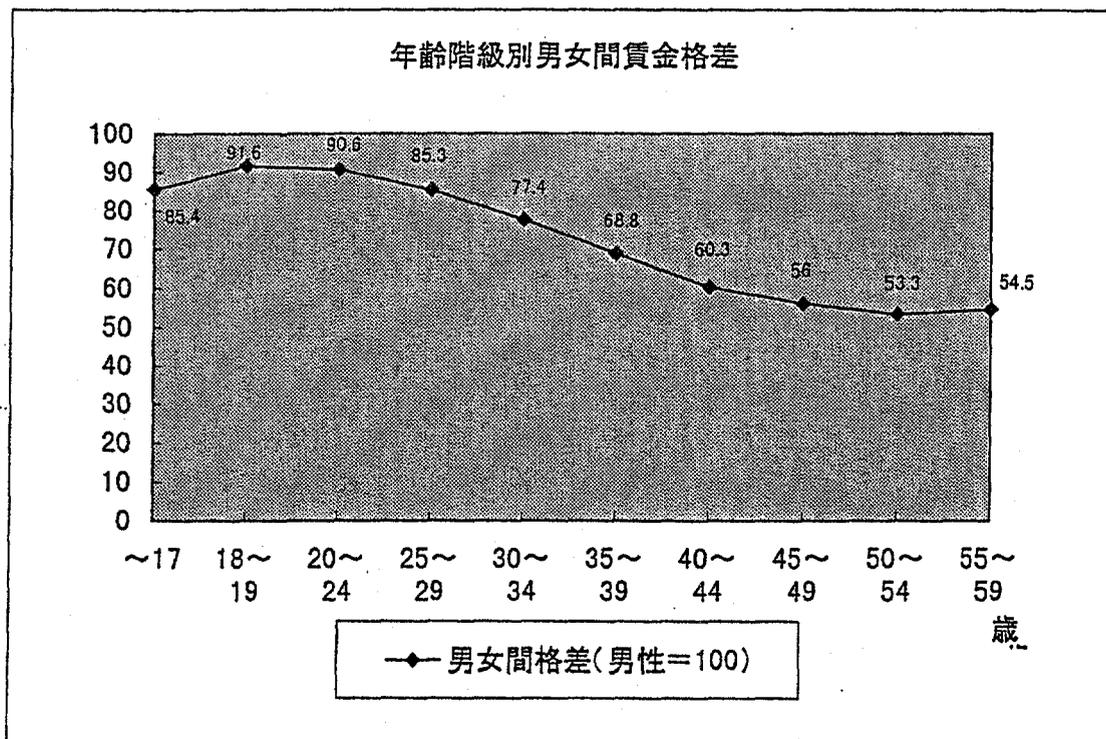
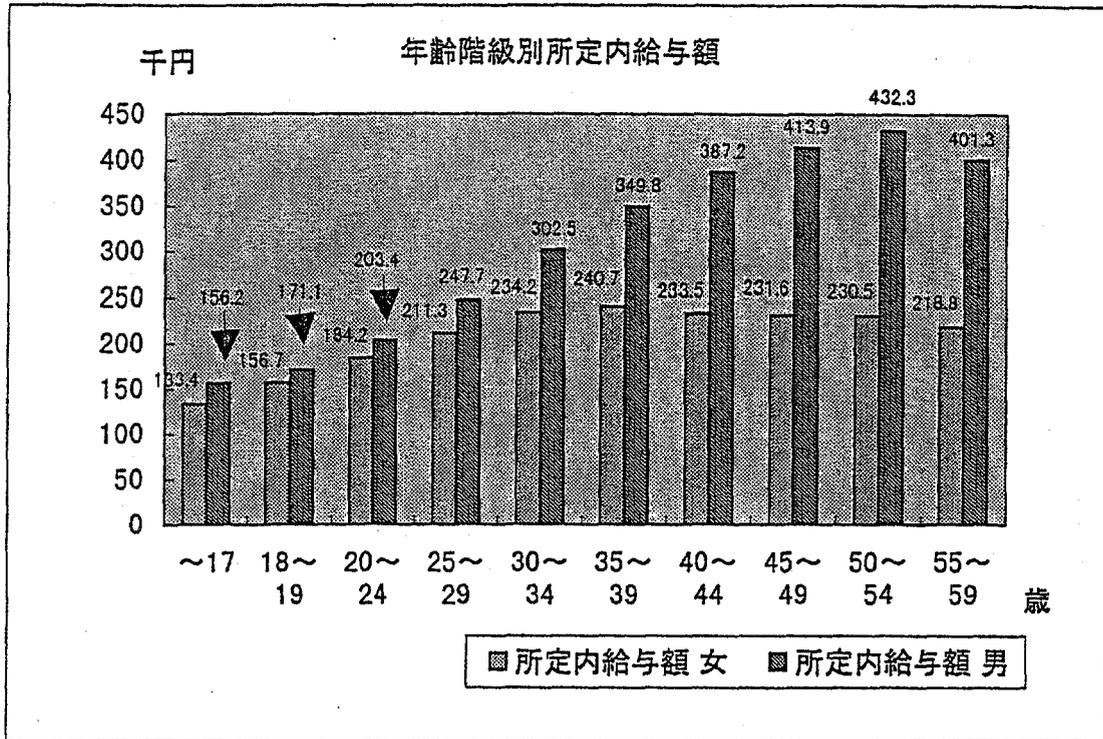
注)パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
資料出所:労働省「賃金構造基本統計調査」

所定内給与額階級別女性労働者割合



資料出所: 労働省「賃金構造基本統計調査」
平成10年

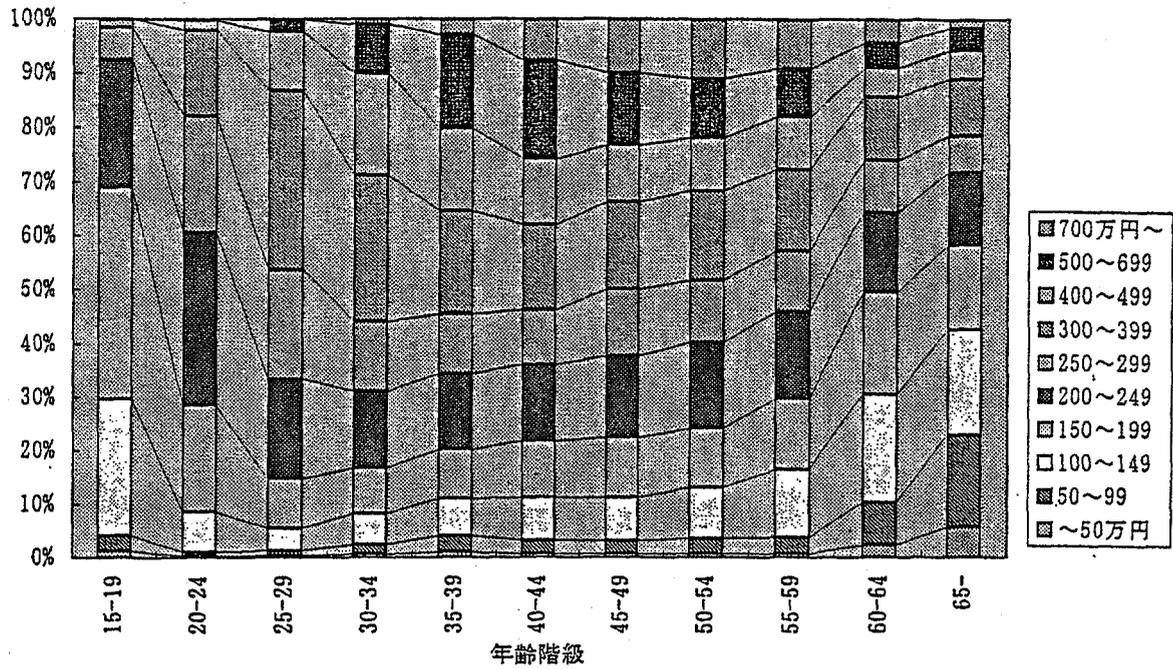
女性労働者(一般労働者)の賃金について(年齢階級別)



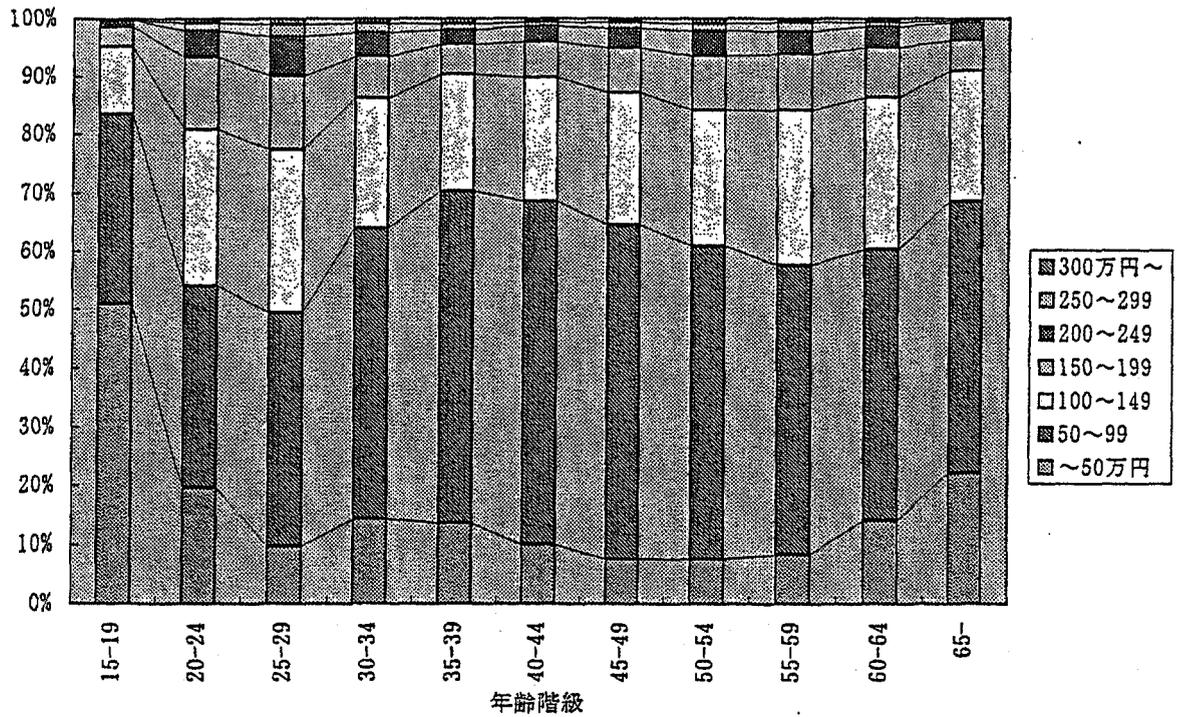
注) 一般労働者とは、パートタイム労働者以外の労働者をいう。

資料出所: 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成10年)

女子・正規の職員従業員の年齢階級別所得分布



女子・パート・アルバイトの年齢階級別所得分布

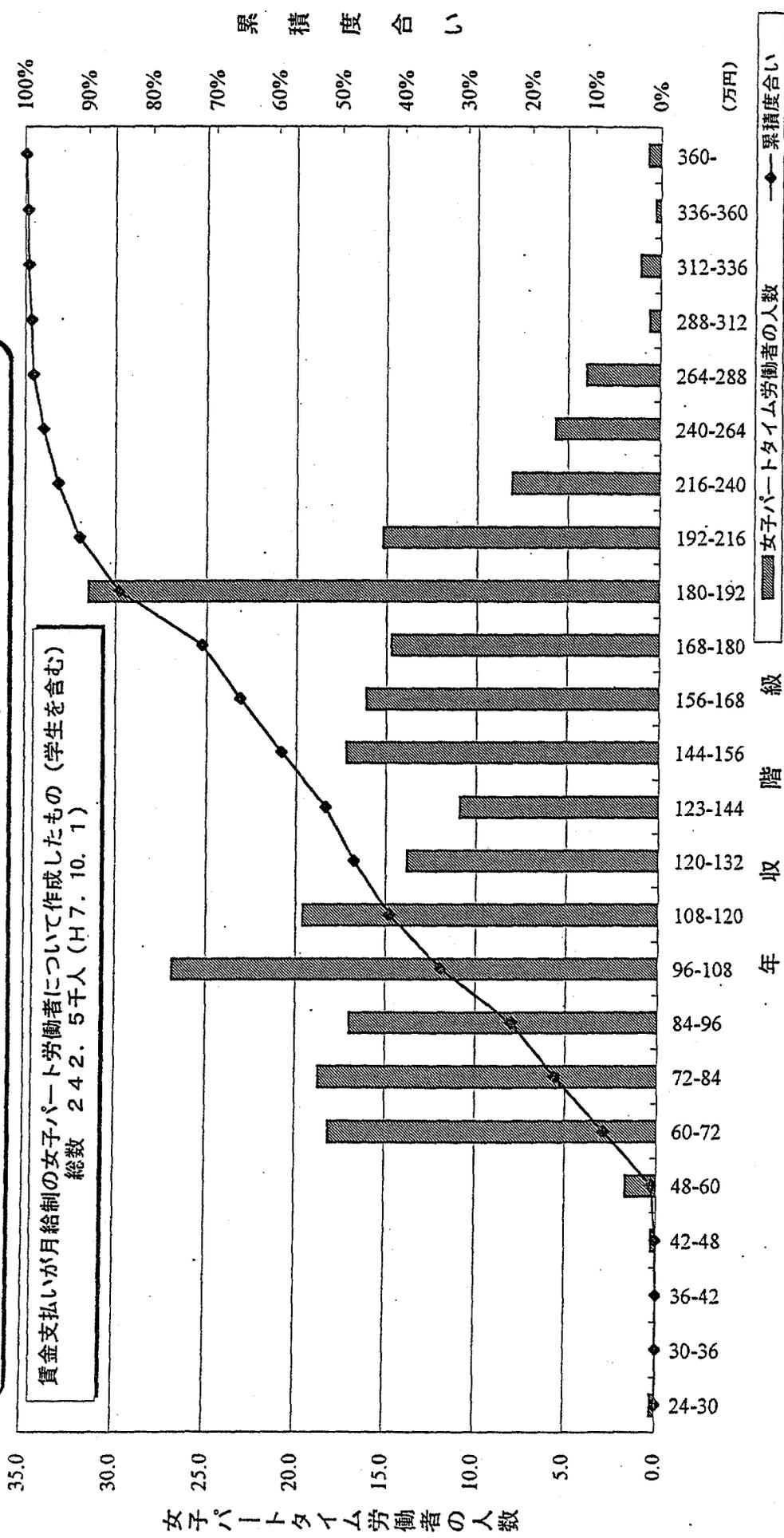


(出典：平成9年就業構造基本調査報告)

女子パートタイム労働者の年収について（平成7年）

月給払いの女子パートタイム労働者のうち（1116千人）48%が年収132万円未満である。
 （被扶養配偶者の認定額=130万円未満）

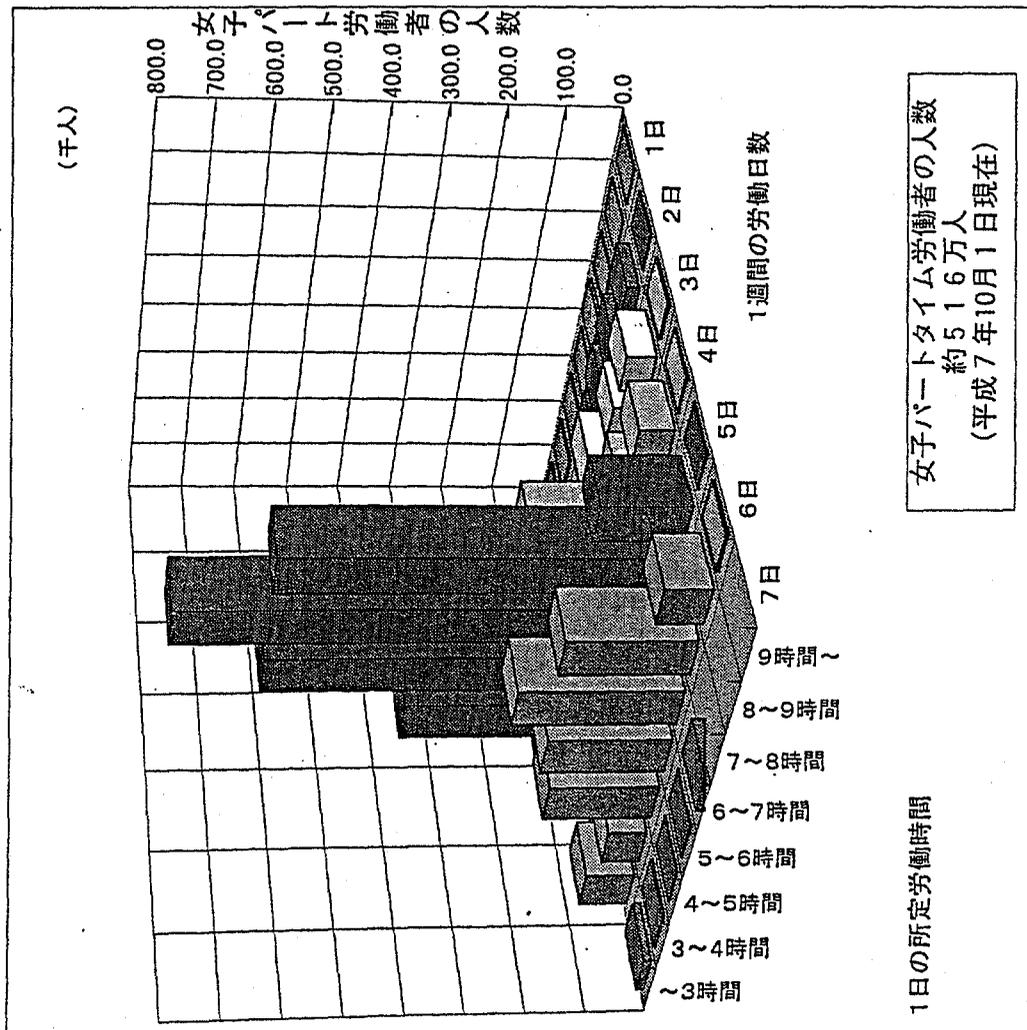
賃金支払いが月給制の女子パート労働者について作成したもの（学生を含む）
 総数 242.5千人（H7.10.1）



(出典) 労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」
 (注) パート労働者 = 正社員以外の労働者で、各称に関わらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。

女子パートタイム労働者の労働日数と所定労働時間について

- 女子パートタイム労働者のうち、1週間に5日働く者が5割以上を占める。
- 女子パートタイム労働者の1日の所定労働時間は、5時間～7時間の者が5割近くを占める。

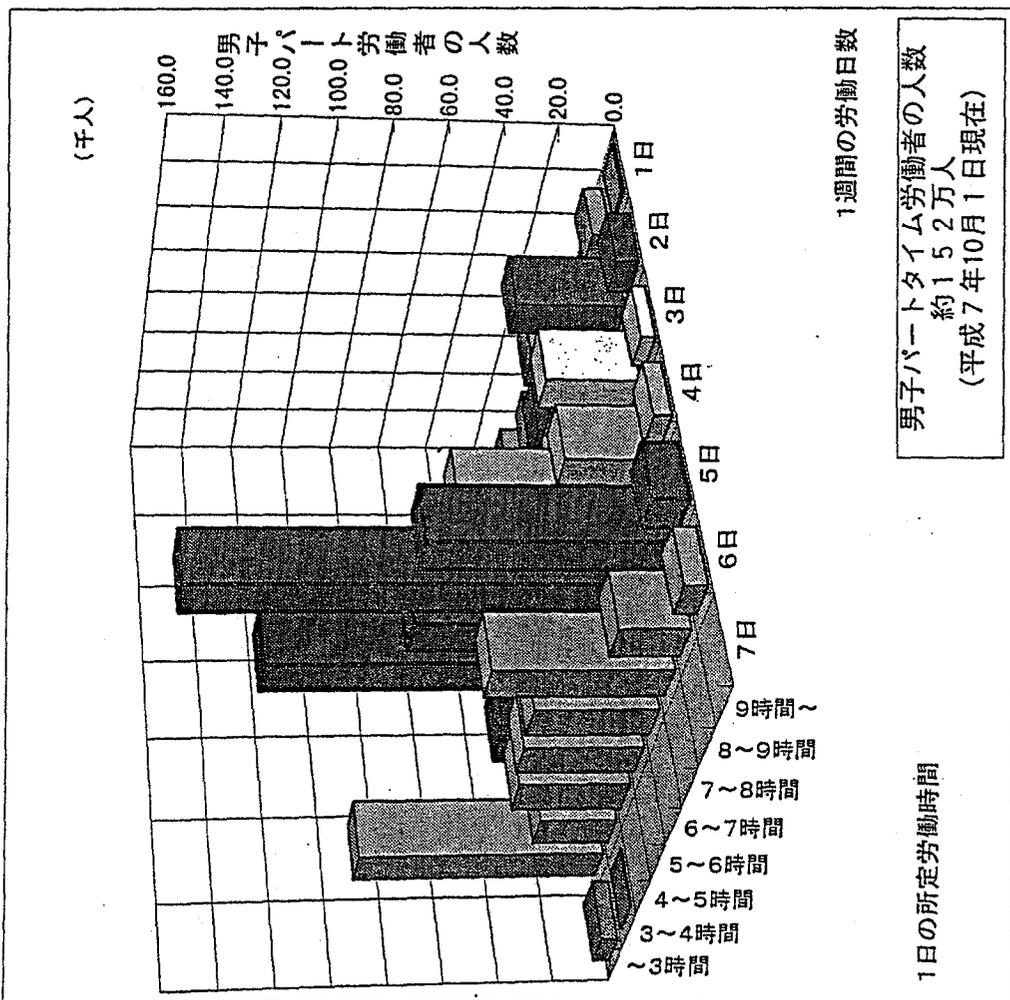


※ 疑似パートは含まない。

(出典) 労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」

男子パートタイム労働者の労働日数と所定労働時間について

- 男子パートタイム労働者は、女子パート労働者に比べ就業態にバラつきがある。
- 男子パートタイム労働者のうち、1週間に4日～6日間就労している者が4分の3を占める。



男子パートタイム労働者の人数
約152万人
(平成7年10月1日現在)

(出典) 労働大臣官房政策調査部「平成7年パートタイム労働者総合実態調査報告」 ※ 疑似パートは含まない。

社会保険の加入状況別パート労働者割合

正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。

○ パートタイム労働者のうち社会保険の適用を受けている者は、35%強である。

※ パートタイム労働者：正規労働者以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

	男女計		男子		女子	
	H7	H2	H7	H2	H7	H2
	%	%	%	%	%	%
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
健康保険・厚生年金に加入している	35.8	23.8	36.5	19.5	35.6	24.8
健康保険・厚生年金に加入していない	64.2	76.2	63.5	80.5	64.4	75.2
雇用保険に加入している	35.8	26.6	26.9	16.9	38.4	29.0
雇用保険に加入していない	64.2	73.4	73.1	83.1	61.6	71.0

パートタイム労働者の平均勤続期間及び平均就労年数

○ パートタイム労働者の平均的な勤続年数は、約5年であり、5年を超える者は男女計で36.3%（女子で37.6%）である。

○ パートタイム労働者の通算就労期間は、約7年である。

	同一企業における勤続年数			通算就労期間 ¹		
	男女計	男子	女子	男女計	男子	女子
	%	%	%	%	%	%
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	17.9	21.3	17.2	9.7	15.1	8.5
1～3年	26.0	29.7	25.2	17.9	23.0	16.8
3～5年	19.9	18.9	20.1	17.7	22.7	16.7
5～10年	22.6	19.3	23.2	27.9	21.7	29.1
10～19年	12.1	8.4	12.9	21.4	10.8	23.6
20年以上	1.6	2.5	1.5	5.0	5.2	4.9
不明・無記入	-	-	-	0.4	1.4	0.2
平均年数	4.9年	4.5年	5.0年	7.2年	6.0年	7.4年

※ 学生は含まれていない。

¹ パートタイム労働者としての就労期間である。

（出典）労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」

配偶者のいる女性の就業状況等について

- 既婚女性の41.4%が無業である。
- 仕事をしている既婚女性の5割以上が150万円以下の所得しかない。

1. 20歳から60歳までの「世帯主が配偶者である女性」の就業状況

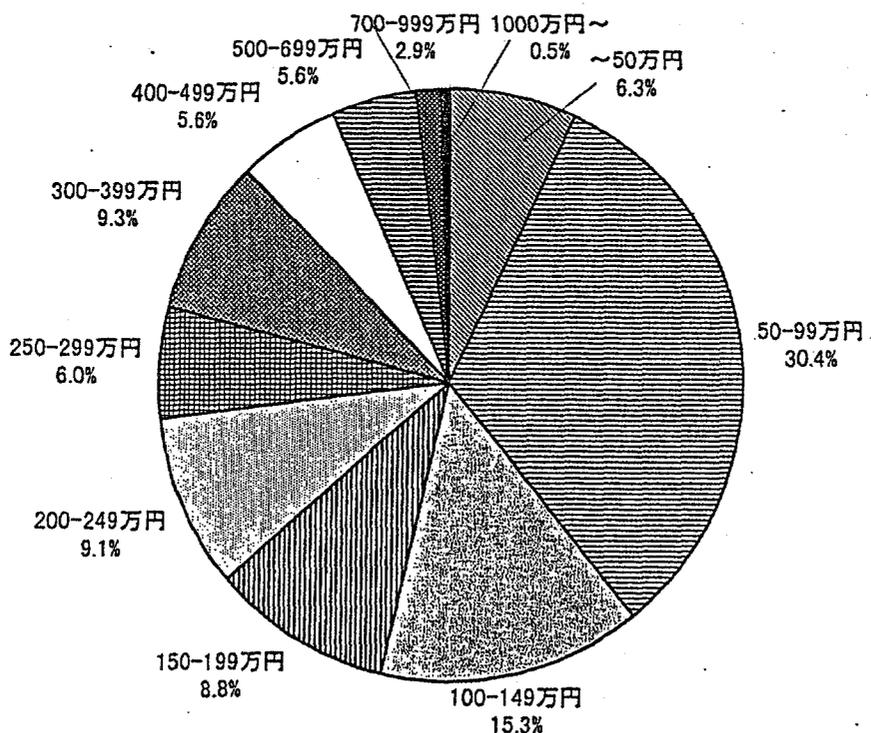
「配偶者のいる女性」のうち無業者は41.4%になり、これに「有業者のうち仕事が従な者」を加えるとその割合は69.4%に達する。

		人数	割合	
有業者	仕事が主な者	661.3万人	30.5%	
	仕事が従な者	家事が主な者	596.2万人	27.5%
		その他	11.2万人	0.5%
無業者	家事をしている者	885.2万人	40.8%	
	その他	13.6万人	0.6%	

(資料) 「平成9年就業構造基本統計調査」 (総務庁統計局)

2. 配偶者のいる女性雇用者の年収分布

配偶者のいる女性雇用者(有業者のうち自営業者等を除いた者)の年収分布をみると、36.7%の者が年収100万円未満、52%の者が年収150万円未満となっている。



(資料) 「平成9年就業構造基本統計調査」 (総務庁統計局)

第3号被保険者（女性）の実態について

【調査客体】

平成8年8月1日現在の国民年金の第3号の女性の被保険者から無作為に抽出した5,000名を調査客体とした。

【調査時点等】

調査時点は平成8年12月1日とし、調査期間は平成8年12月1日から12月31日までの1カ月間とした。

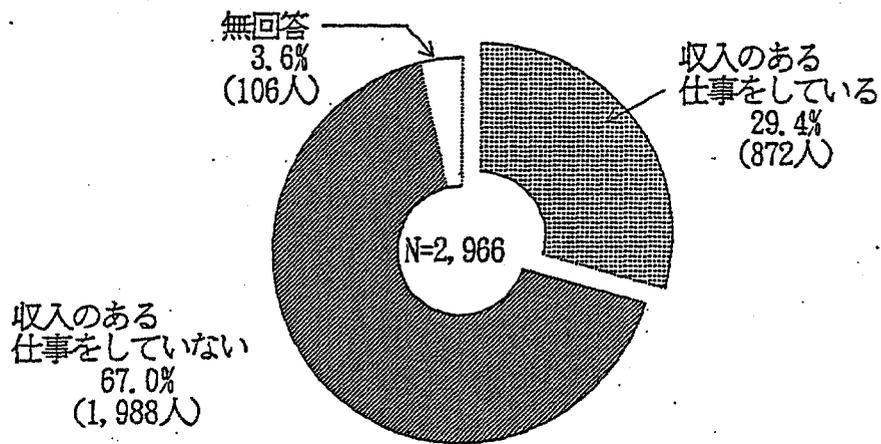
【調査方法】

調査客体として選ばれた国民年金被保険者に調査票を直接郵送し、これに所要の事項を記入の上、返送を求めた。なお、調査票への記入は無記名とした。

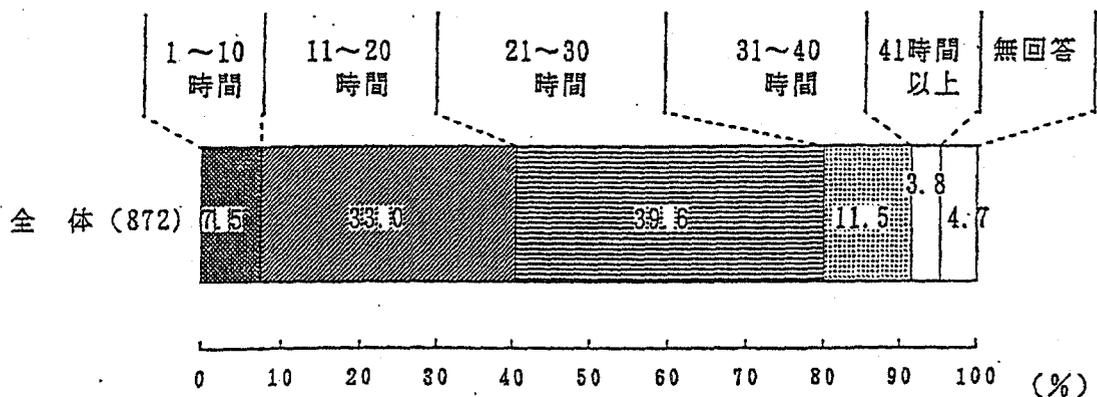
【回収状況】

回収票数は、3,053票であった。

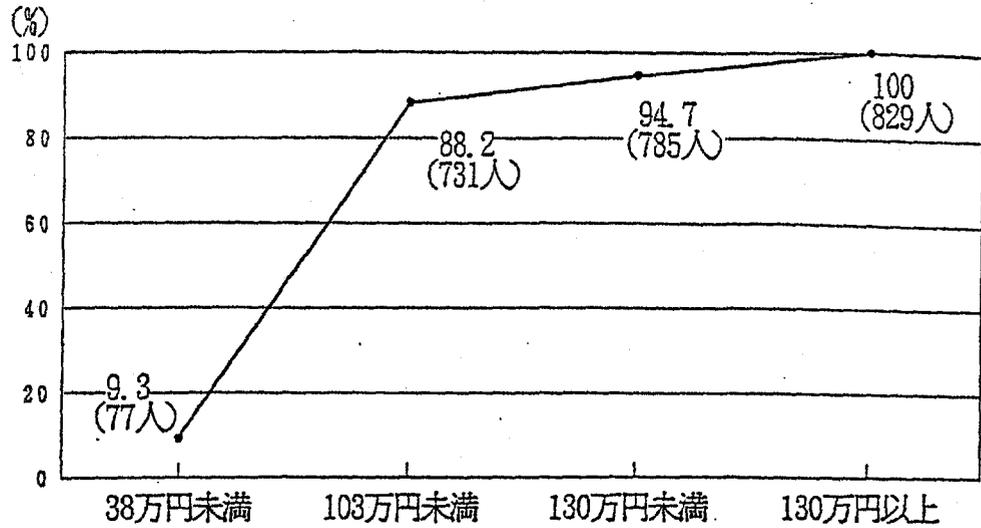
第3号被保険者の就労形態



第3号被保険者の週の労働時間

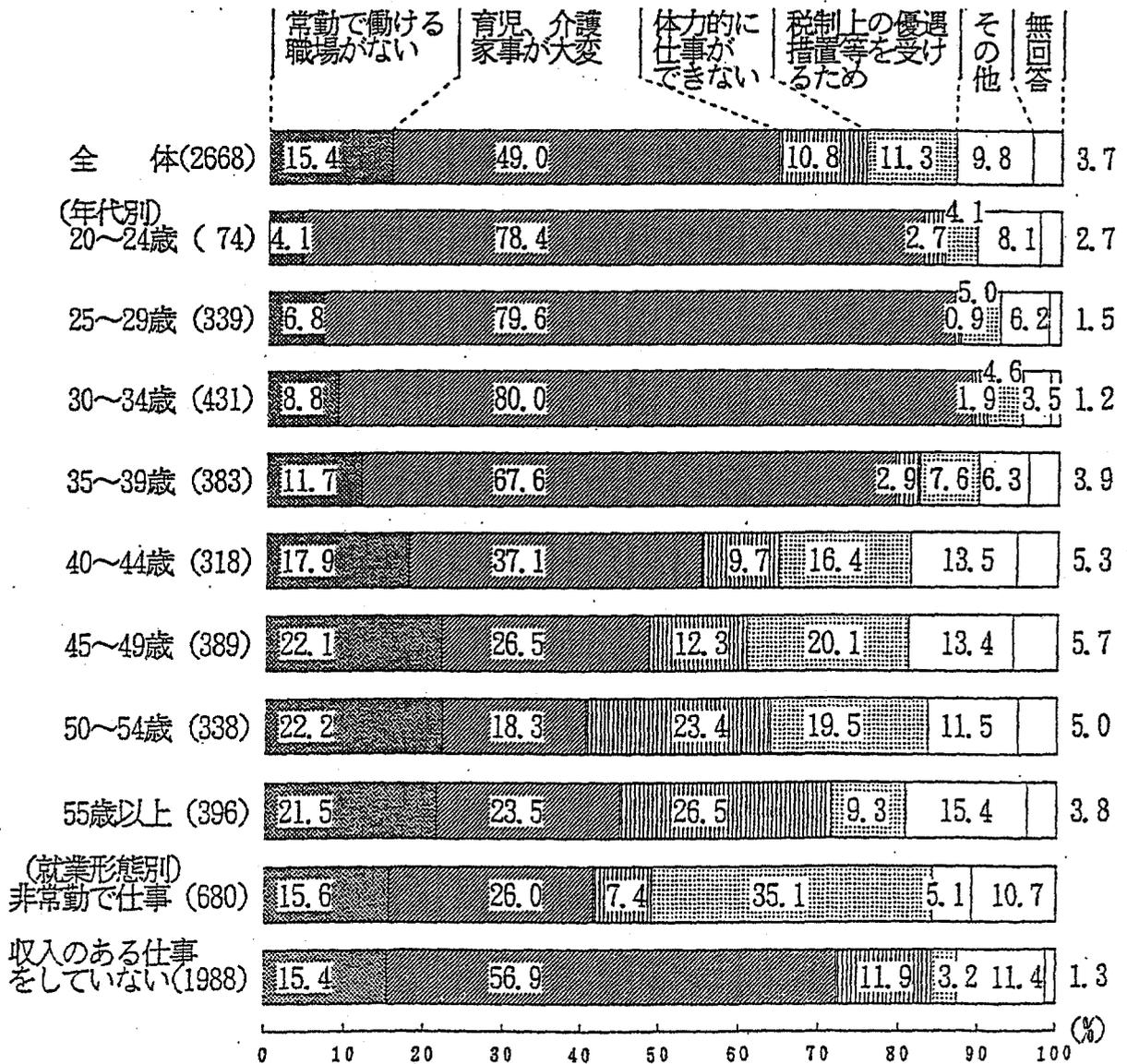


第3号被保険者の年間収入階層の累積比率
(各種控除前、税引前)



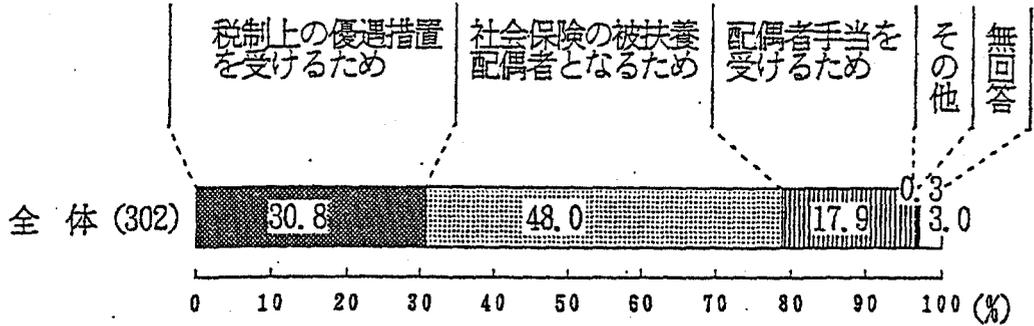
(注) 就労している第3号被保険者のうち収入について無回答の者を除く829名を100%とした。

第3号被保険者が常勤の仕事をしていない理由 (年代別・就業形態別)



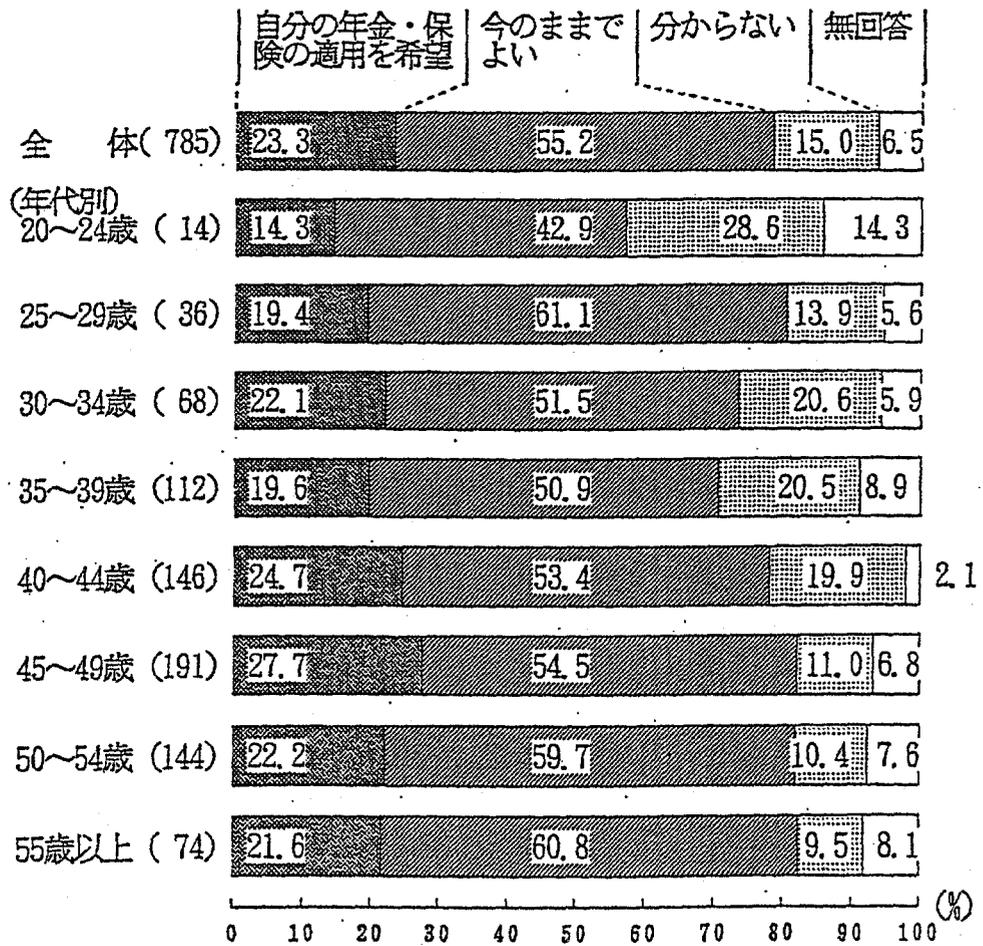
「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」
の具体的理由

(常勤の仕事をしていない理由として「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」をあげた第3号被保険者)



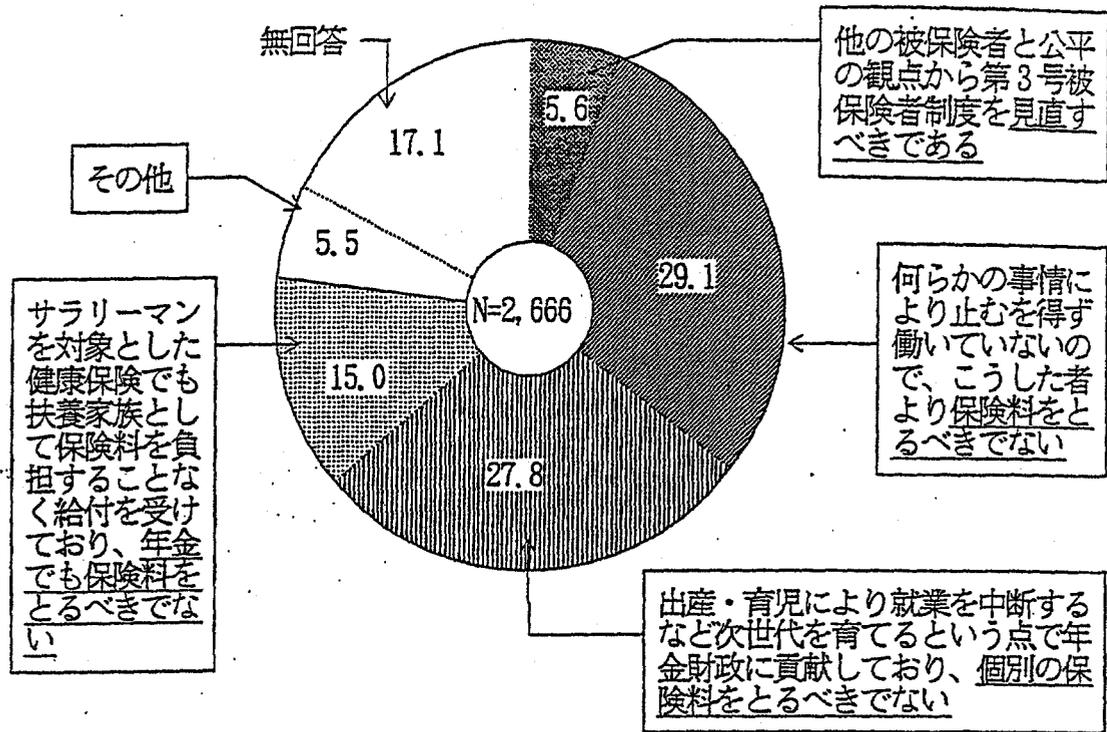
(注) 常勤の仕事をしていない理由として「税制上の優遇措置や扶養家族としての扱いを受けられるようにするため」をあげた第3号被保険者は全体の11.3%である。

職場での厚生年金や健康保険の適用希望
(第3号被保険者のうち働いている者)



第3号被保険者による第3号被保険者制度の評価

(単位：%)



(出典：厚生省年金局「女性のパートタイム労働者等に関する調査」(平成9年3月))

平成9年度 国民生活意識調査（平成10年2月経済企画庁国民生活局）

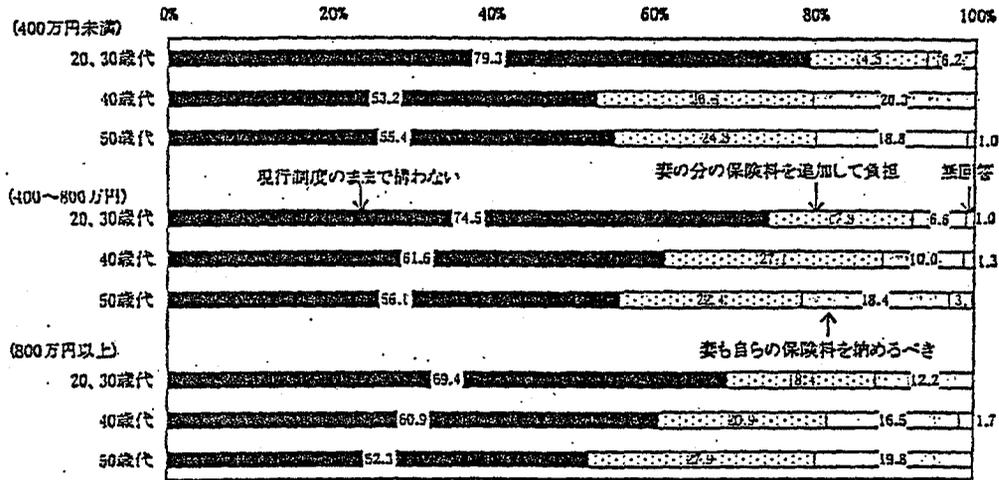
問 現在、わが国の年金制度では、いわゆるサラリーマンの妻で所得が一定額以下の人は、国民年金の保険料を納めなくても年金を受け取ることができますが、この制度についてのあなたのお考えは次のうちどれに最も近いですか。（○は1つ）

- 1 妻は夫のために家庭で働いているのだから、保険料を納めなくても年金を受け取るのは当然の権利であり、現行の制度のままで構わない
- 2 妻は夫のために家庭で働いているのだから、保険料を納めなくても年金を受け取るのは当然の権利であるが、妻の家庭内での働きによる利益を受けている夫が、妻の分の保険料を追加して負担するべきである
- 3 妻も自立した個人として、何らかの形で金銭収入を得て、自らの保険料を納めるべきである

第3号被保険者制度については、若年層ほど「現行どおり」が多く、中高年層になると「見直すべき」が増える

第3号被保険者制度についての考えを結婚している女性について夫の年収別、本人の年齢別にみみると、各年収帯いずれにおいても若年層ほど「現行制度のままで構わない」とする割合が高い傾向にある。

夫の年収を問わず、中高年層ほど現行制度に否定的
 「現在わが国の年金制度では、いわゆるサラリーマンの妻で所得が一定額以下の人は、国民年金の保険料を納めなくても年金を受け取ることができますが、この制度についてのあなたのお考えは次のうちどれに最も近いですか。（○は1つ）」

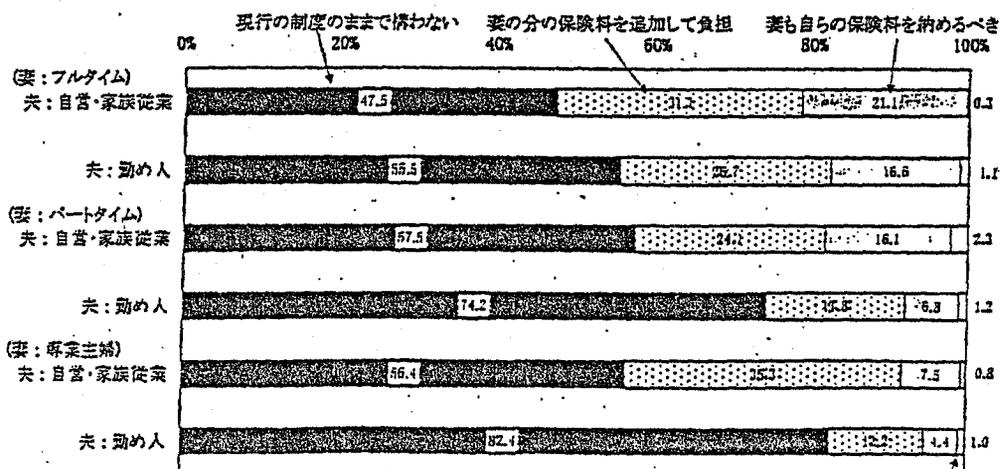


(備考) 既婚女性を対象に配偶者の年収別、本人の年齢別にみたものである。

サラリーマン世帯で支持する割合が高い第3号被保険者制度

次に、結婚している男女について妻の職業別、夫の勤務形態別にみみると、妻がフルタイム、パートタイム、専業主婦のいずれであるかにかかわらず、夫が勤め人である場合の方が「現行制度のままで構わない」とする割合が多い。特に夫が勤め人で妻が専業主婦の場合は82.4%、妻がパートタイムの場合は74.2%もの割合で現行制度のままであることを支持しており、夫が自営・家族従業者である者との違いが大きい。

(第2-18図) サラリーマン世帯で支持する割合が高い第3号被保険者制度



(備考) 1.回答者は既婚者である。
 2.妻の職業別、夫の勤務形態別にみたものである。

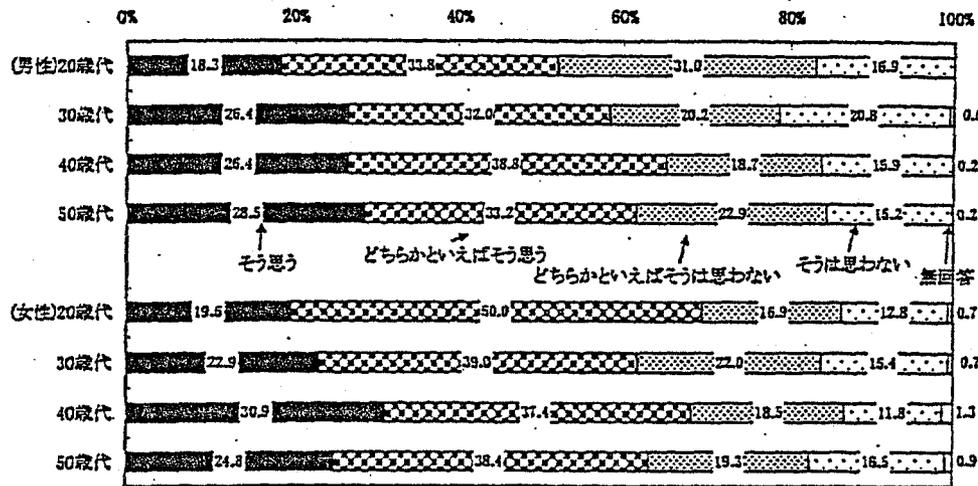
問 わが国の年金・税制度には、無職の主婦や収入の少ない主婦を持つ世帯を保護するための制度があり、このことが、結果的に女性が無職の主婦、あるいはパートタイムで働く主婦となることを促進している面があるといわれています。仮に、こうした優遇措置が緩和された場合、より多くの収入を求めてより長時間働く女性が増えると思いますか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 そう思う | 3 どちらかといえばそうは思わない |
| 2 どちらかといえばそう思う | 4 そうは思わない |

6割以上の方が「年金・税制度の優遇措置制度が緩和されればより長時間働く女性が増える」

現行の無職の主婦や収入の少ない主婦を持つ世帯を保護するための年金・税の制度が緩和されれば、より多くの収入を求めて女性がより長時間働きだすと思うかという問について、既婚の男女を年齢別にみると、各年齢層において男性でも6割前後、女性では6~7割の者が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた「思う」と答えている。

6割以上の方が制度が変わると長時間働く女性が増えると考えている
 「わが国の年金・税制度には、無職の主婦や収入の少ない主婦を持つ世帯を保護するための制度があり、このことが、結果的に女性が無職の主婦、あるいはパートタイムで働く主婦となることを促進している面があるといわれています。仮に、こうした優遇措置が緩和された場合、より多くの収入を求めてより長時間働く女性が増えると思いますか。(○は1つ)」

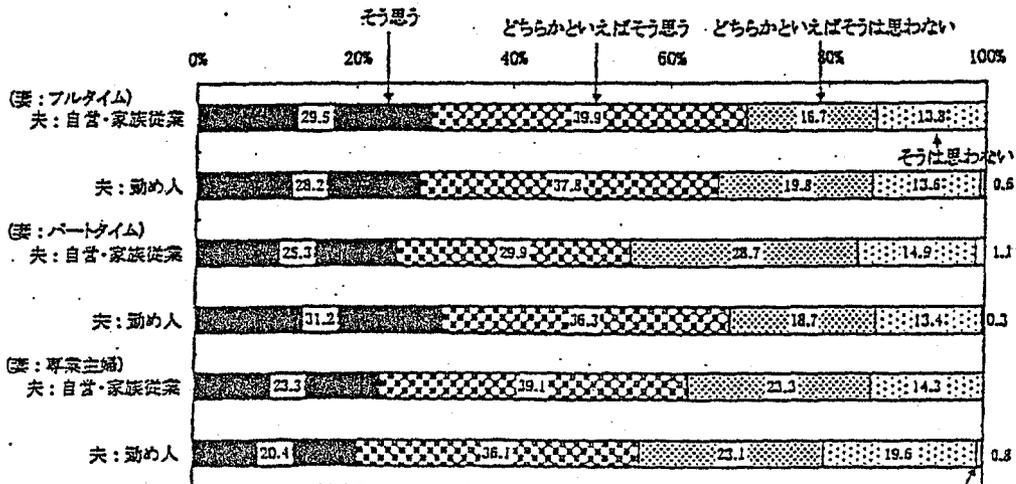


(備考) 回答者は既婚者である。

サラリーマン世帯でも半数以上が「緩和されれば長時間働く女性が増える」

一方、前問と同様に結婚している男女について、妻の職業別、夫の勤務形態別にみると、立場による違いはあまりみられず、いずれも「思う」の割合が67.5%となっており、夫が自営・家族従業者である場合の55.2%を上回っている。

サラリーマン世帯でも半数以上が制度が変わると長時間働く女性が増えると考えている



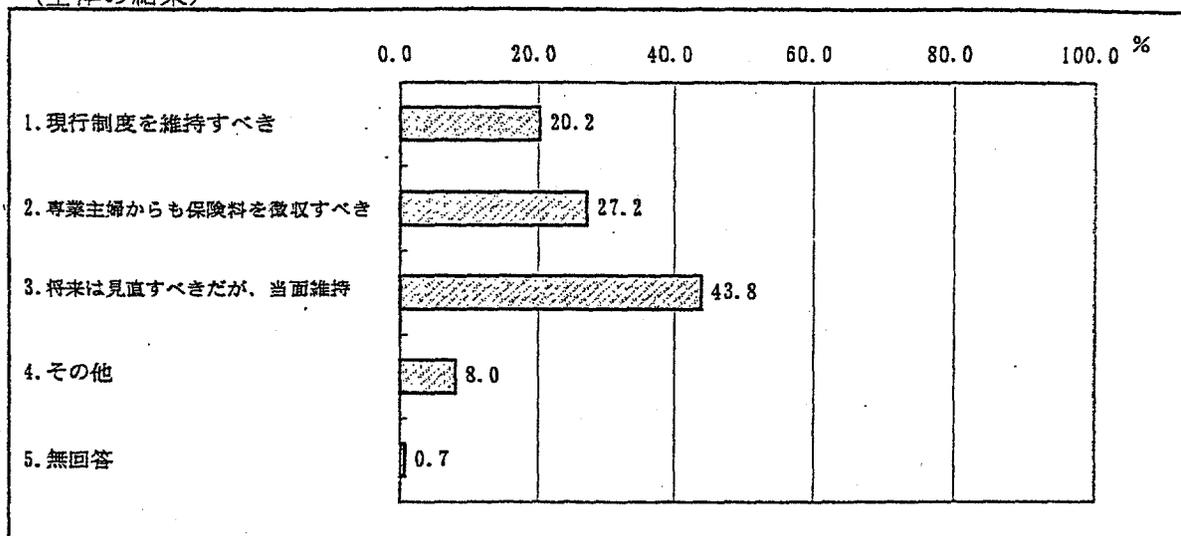
(備考) 1. 回答者は既婚者である。
 2. 妻の職業別、夫の勤務形態別にみたものである。

第3号被保険者制度に関する有識者調査結果の概要

問

国民年金の第3号被保険者は、直接には保険料を負担せずに給付に必要な費用は配偶者が加入する厚生年金や共済年金が全体で負担することとされています。この制度についてどうお考えですか。次の中からあなたのお考えに最も近いものを1つ選び、下の回答欄に番号を記入して下さい。

(全体の結果)



(性・年齢・分野別)

	合計	現行制度を維持すべき	専業主婦からも保険料を徴収すべき	将来は見直すべきだが、当面維持	その他	無回答
合計	1428	20.2	27.2	43.8	8.0	0.7
性別 1. 男	980	23.4	19.2	48.8	8.1	0.6
2. 女	428	12.4	45.6	33.2	7.9	0.9
3. 無回答	20	35.0	30.0	30.0	5.0	—
年齢 1. 30歳台以下	209	24.9	27.8	40.7	6.2	0.5
2. 40歳台	245	19.6	31.0	40.0	9.0	0.4
3. 50歳台	462	18.0	27.1	43.7	10.4	0.9
4. 60歳台	341	21.4	25.5	46.0	5.9	1.2
5. 70歳以上	152	17.8	25.7	50.7	5.9	—
6. 無回答	19	31.6	21.1	36.8	10.5	—
男性	980	23.4	19.2	48.8	8.1	0.6
1. 30歳台以下	130	28.5	20.8	40.8	9.2	0.8
2. 40歳台	167	25.1	19.8	44.3	10.2	0.6
3. 50歳台	338	20.7	18.3	50.6	9.5	0.9
4. 60歳台	239	24.3	18.0	53.1	4.2	0.4
5. 70歳以上	104	21.2	22.1	50.0	6.7	—
6. 無回答	2	—	—	50.0	50.0	—
女性	428	12.4	45.6	33.2	7.9	0.9
1. 30歳台以下	79	19.0	39.2	40.5	1.3	—
2. 40歳台	78	7.7	55.1	30.8	6.4	—
3. 50歳台	124	10.5	50.8	25.0	12.9	0.8
4. 60歳台	101	14.9	42.6	29.7	9.9	3.0
5. 70歳以上	45	8.9	31.1	55.6	4.4	—
6. 無回答	1	—	100.0	—	—	—
無回答	20	35.0	30.0	30.0	5.0	—

(出典:厚生省年金局「年金改革に関する有識者調査(平成10年5月)」)

配偶者の収入金額による配偶者手当支給制限がある企業の配偶者の年間収入限度額決定方法別企業数割合 (単位%)

企業規模	配偶者手当がある企業	支給制限がある企業	配偶者の収入金額による配偶者手当支給制限がある企業の配偶者の年間収入限度額決定方法別企業数割合 (単位%)					支給制限がない
			所得税の非課税限度額(103万円)に合せている	配偶者控除の対象となりうる限度額(103万円)に合せている	社会保障の被扶養者となりうる限度額(130万円)に合せている	配偶者特別控除の対象となりうる限度額(141万円)に合せている	税制、社会保障制度とは無関係に決めている	
企業規模計	100.0	49.9(100.0)	(37.9)	(38.5)	(15.4)	(5.3)	(2.8)	50.1
1,000人以上	100.0	71.0(100.0)	(45.4)	(41.3)	(8.0)	(1.9)	(3.4)	29.0
100~999人	100.0	53.4(100.0)	(40.8)	(40.7)	(13.0)	(3.6)	(1.9)	46.6
30~99人	100.0	47.5(100.0)	(36.0)	(37.2)	(17.2)	(6.4)	(3.2)	52.5

配偶者手当の支給制限の対象となる配偶者の年間収入金額階級別企業数割合及び1企業平均年間収入金額 (単位：%)

企業規模	配偶者手当がある企業	配偶者手当の支給制限がある企業	配偶者手当が支給制限の対象となる配偶者の年間収入金額										配偶者手当の支給制限がない企業
			103万円未満	103万円	103万円超130万円未満	130万円	130万円超141万円未満	141万円	141万円超	141万円	141万円超	1企業平均年間収入金額(万円)	
企業規模計	100.0	49.9(100.0)	(2.3)	(76.3)	(0.2)	(15.4)	(0.0)	(5.3)	(0.4)	107.9	50.1		
1,000人以上	100.0	71.0(100.0)	(2.5)	(86.7)	(0.2)	(8.1)	(0.1)	(1.9)	(0.6)	105.5	29.0		
100~999人	100.0	53.4(100.0)	(1.1)	(81.4)	(0.3)	(13.0)	(0.0)	(3.6)	(0.7)	108.0	46.6		
30~99人	100.0	47.5(100.0)	(3.0)	(73.1)	(0.1)	(17.2)	(-)	(6.4)	(0.2)	108.0	52.5		

(資料出所) 平成9年賃金労働時間制度等総合調査 (労働省)

所得税による就労調整の対応別パートタイム労働者割合

	男女計	男性	女性
計	100.0%	100.0%	100.0%
就労調整を考慮する	33.3	7.8	38.6
最初から非課税限度額を超えないよう計画的に働く	20.8	5.7	23.9
非課税限度額を超えそうになったら調整する	12.5	2.1	14.7
年収が非課税限度額を超えることはない	17.5	14.8	18.1
年収が非課税限度額を超えても関係なく働く	29.6	44.4	26.5
特に考えていない(分からない)	19.6	33.0	16.8

(注) 学生は含まれていない。

資料出所：労働省「平成7年パートタイム労働者総合実態調査報告」

所得税以外の理由による就労調整の対応別パートタイム労働者割合

	男女計	男性	女性
計	100.0%	100.0%	100.0%
調整する	32.5	6.8	39.7
配偶者の税制上の配偶者控除や配偶者特別控除がなくなるから	(79.4)	(25.0)	(81.4)
配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	(33.8)	(1.3)	(35.0)
社会保険の被扶養配偶者からはずれ、自分で加入しなければならないから	(41.1)	(5.6)	(42.4)
雇用保険に加入しなければならないから	(7.4)	(17.5)	(7.0)
配偶者の会社に自分が働いていることが知られてしまうから	(2.2)	(1.3)	(2.2)
その他	(9.3)	(58.6)	(7.4)
調整しない	51.3	73.4	46.9
分からない	18.6	19.8	15.2

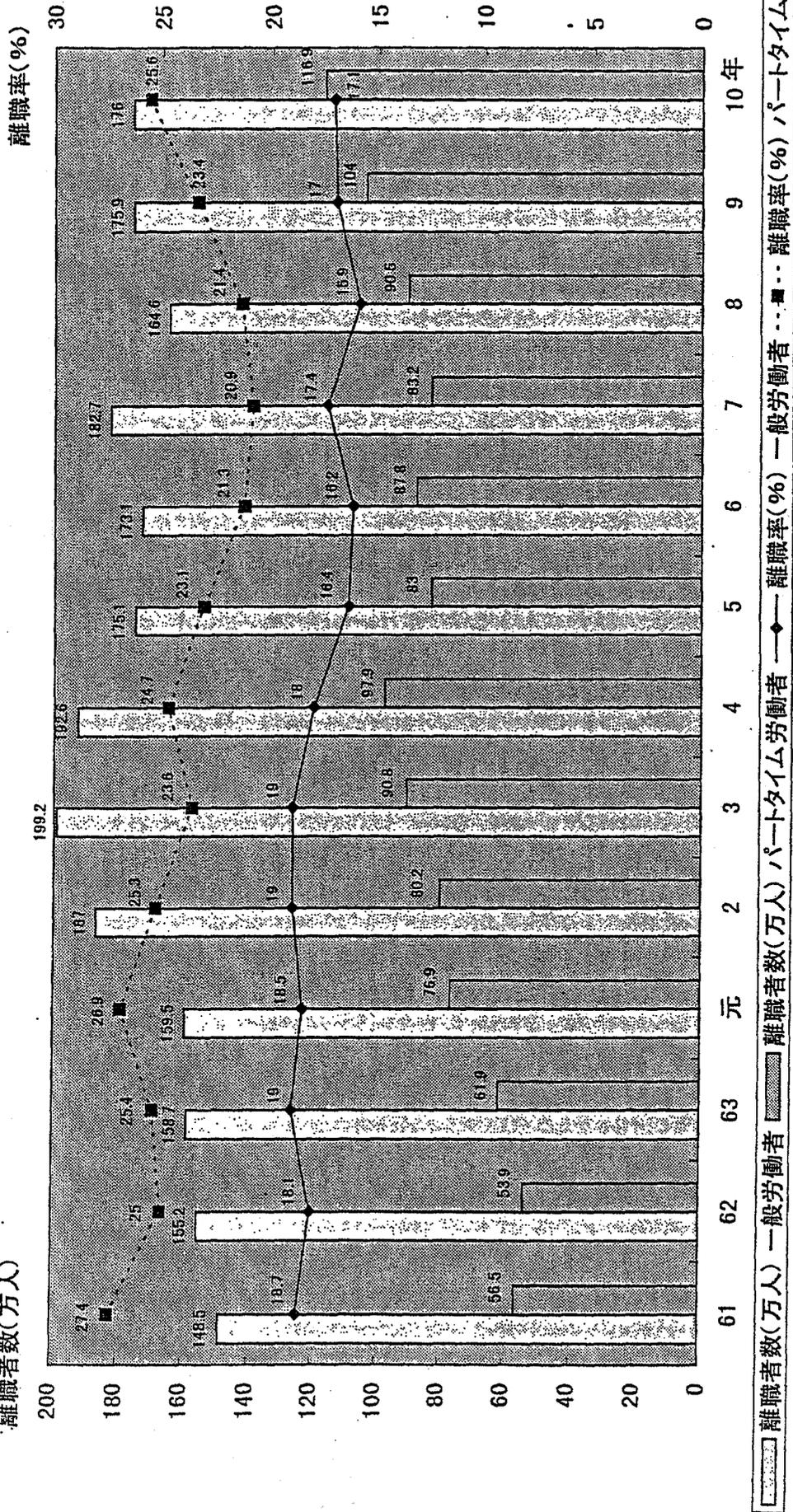
(注) 学生は含まれていない。

資料出所：労働省「平成7年パートタイム労働者総合実態調査報告」

(注) 所得税における非課税限度額

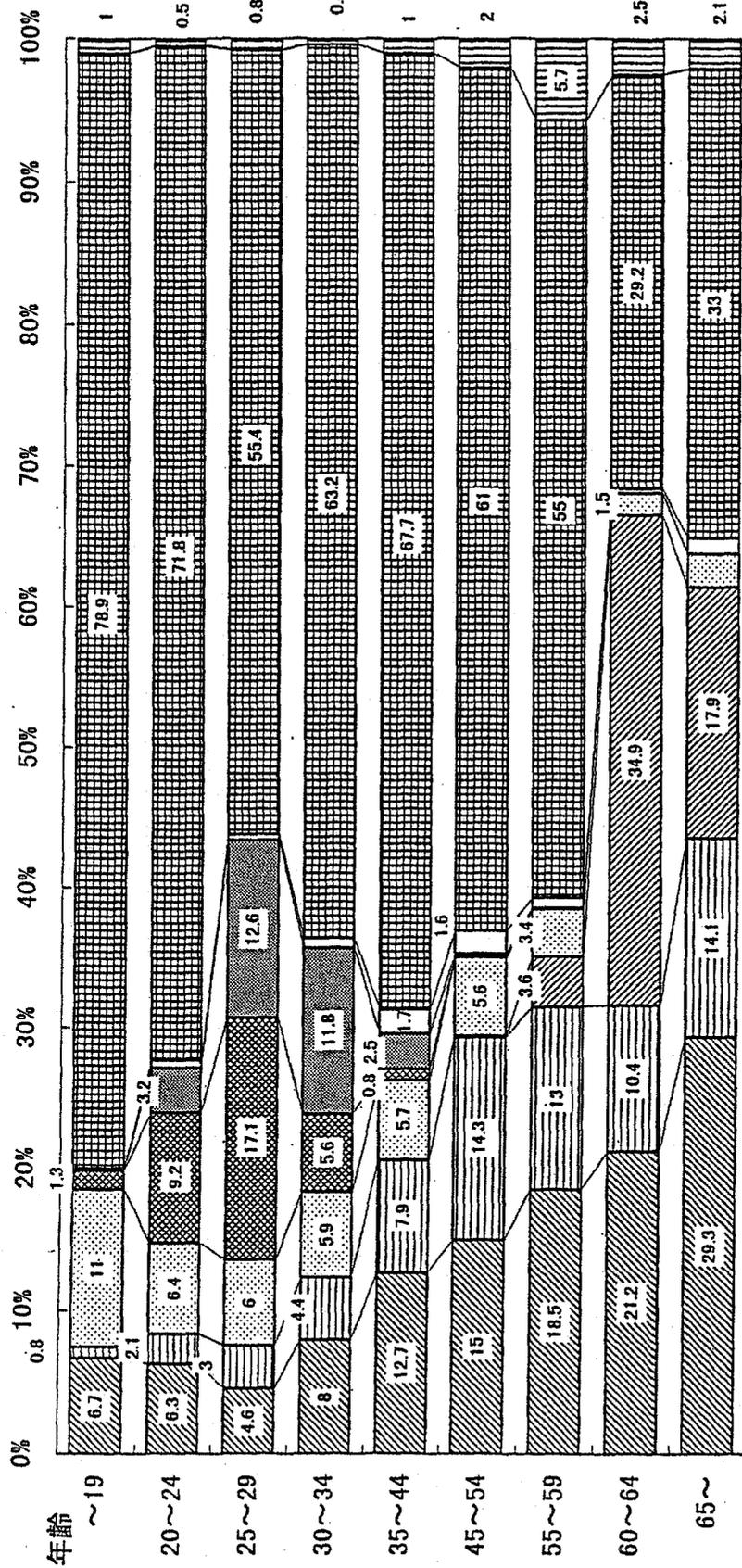
65万円(給与所得控除の最低保証額) + 38万円(基礎控除額) = 103万円

女性の就業形態別離職状況の推移



資料出所: 労働省「雇用動向調査」

年齢階級、離職理由別女性離職者の割合



契約期間の満了

定年

結婚

介護

死亡・傷病

日経営上の都合

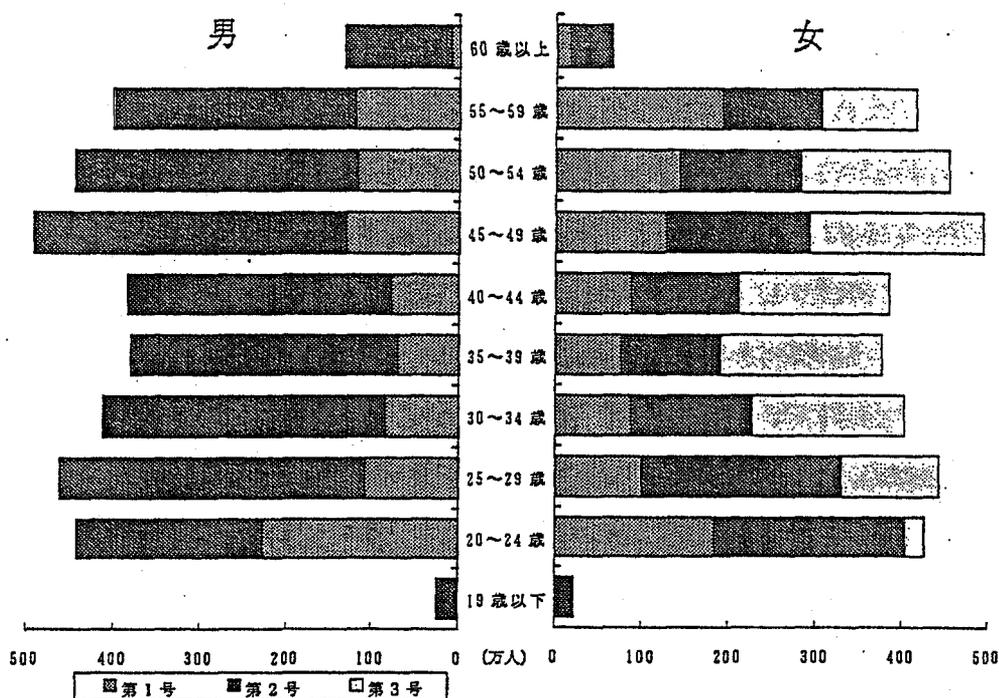
日本人の責による

出産・育児

結婚、出産・育児、介護以外の個人的な理由

資料出所：労働省「雇用動向調査」平成10年

年齢階級別被保険者数分布



平成10年公的年金加入状況等調査より（平成10年10月現在）

男女別被保険者数（平成10年度末）

（単位：万人）

	計	男	女
合計	7,050	3,566	3,484
第1号被保険者	2,043	997	1,045
第2号被保険者	3,826	2,565	1,261
第3号被保険者	1,182	4	1,178

就業形態別被保険者数

(単位：万人)

	被保険者			
		第1号	第2号	第3号
男女計				
総数	6,808	1,932	3,719	1,158
就業者	5,341	1,229	3,713	399
パート(再掲)	488	180	0	308
非就業者	1,467	703	5	759
女				
総数	3,391	998	1,245	1,149
就業者	2,182	545	1,243	394
パート(再掲)	463	156	0	307
非就業者	1,210	453	2	755

平成10年公的年金加入状況等調査より(平成10年10月現在)

注) 「パート」とは、臨時に事業所に使用されるものであって、1日の所定労働時間が一般社員の概ね4分の3未満または1か月の所定労働日数が一般社員の概ね4分の3未満である者をいう。

国民年金 老齢年金受給権者の概況

平成10(1998)年度末

年金額		総数	男子	女子
万円以上 万円未満	月額	(人)	(人)	(人)
～ 12	～1万円	86,965	5,774	81,191
12 ～ 24	1～2万円	221,391	34,850	186,541
24 ～ 36	2～3万円	1,186,332	222,799	963,533
36 ～ 48	3～4万円	3,820,420	943,535	2,876,885
48 ～ 60	4～5万円	2,203,589	658,758	1,544,831
60 ～ 72	5～6万円	1,811,828	684,350	1,127,478
72 ～ 84	6～7万円	4,388,196	2,856,996	1,531,200
84 ～	7万円～	467,678	205,352	262,326
平均年金月額(円)		48,828	55,434	44,504

厚生年金 老齢年金受給権者の概況

平成10(1998)年度末

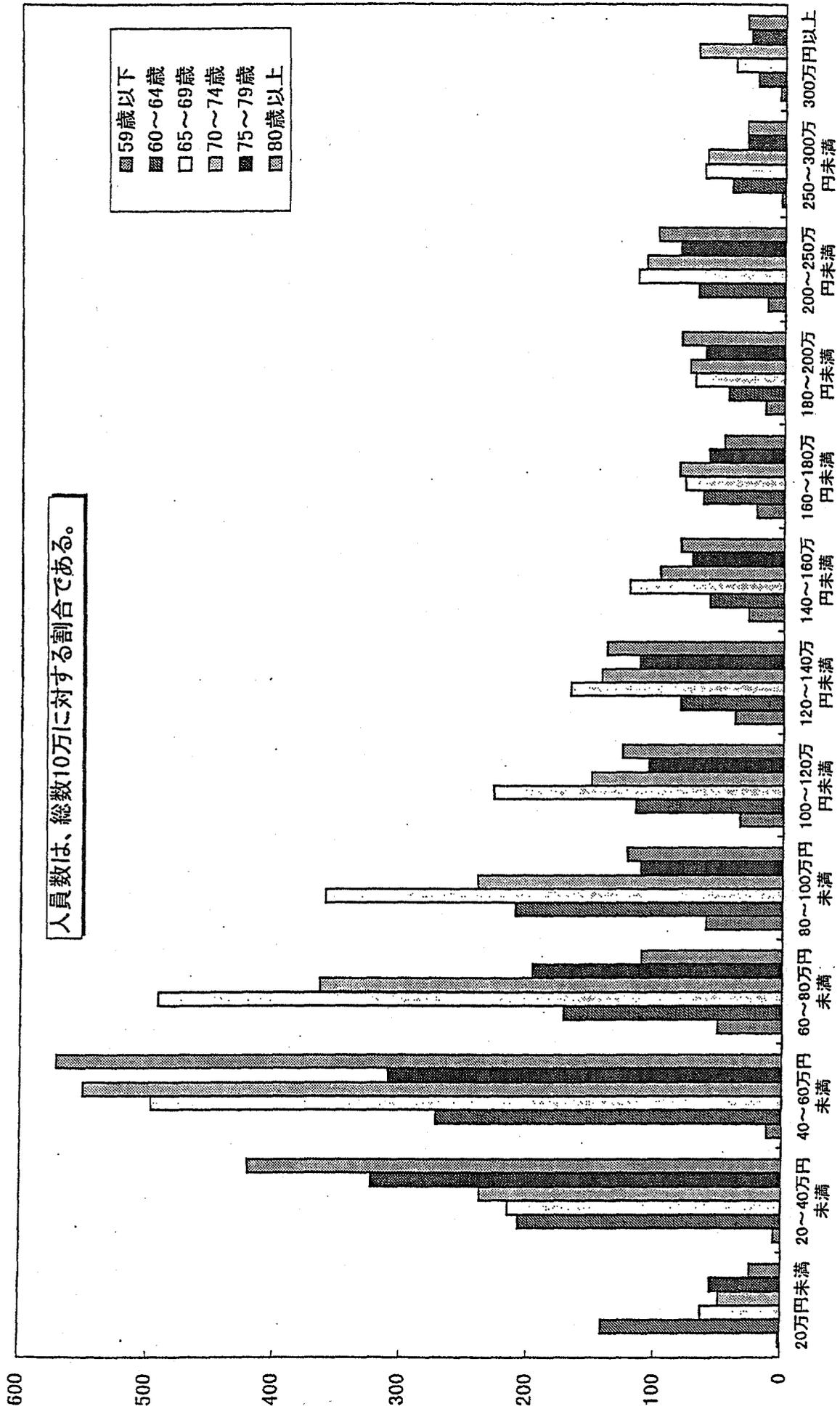
年金額		総数	男子	女子
万円以上 万円未満	月額	(人)	(人)	(人)
～ 60	～ 5万円	2,105	1,007	1,098
60 ～ 120	5～10万円	1,322,360	83,026	1,239,334
120 ～ 180	10～15万円	1,938,098	928,197	1,009,901
180 ～ 240	15～20万円	1,659,762	1,419,711	240,051
240 ～ 300	20～25万円	1,978,935	1,904,572	74,363
300 ～ 360	25～30万円	1,076,940	1,067,798	9,142
360 ～	35万円～	113,845	113,727	118
平均年金月額(円)		174,853	204,855	110,536

注 新法旧三共済組合は含まない。

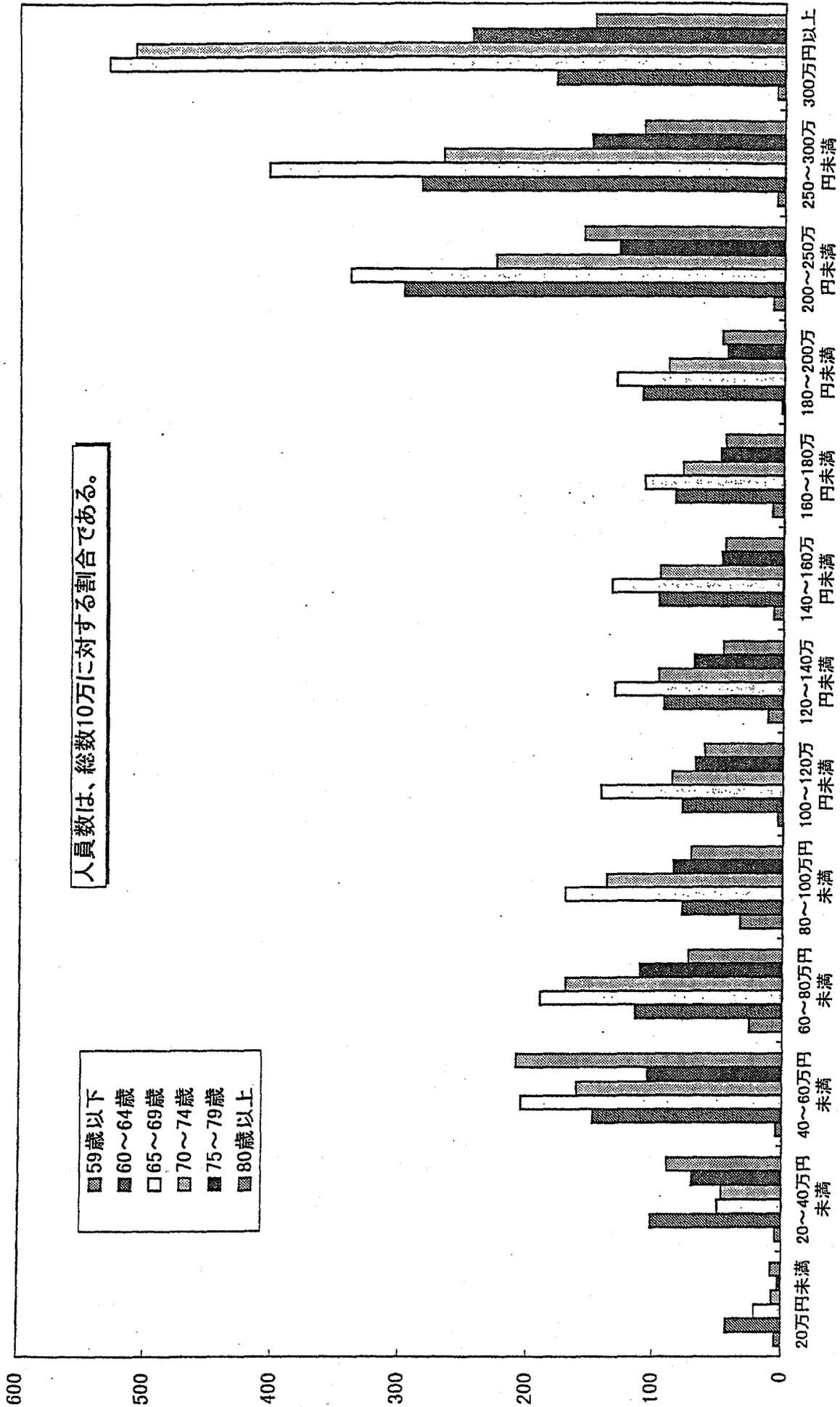
遺族年金の受給状況 (平成10年度末)

		国民年金	厚生年金保険
受給権者数(千人)	計	331	3,309
	配偶者(女子)	155	3,073
	29歳以下	2	2
	30歳～39歳	21	17
	40歳～49歳	62	93
	50歳～59歳	40	341
	60歳～69歳	29	792
	70歳～79歳	0	1,114
	80歳以上	0	715
平均年金月額(円)	配偶者(女子)	75,525	90,314
	(参考) 計	(61,261)	(87,822)

公的年金・恩給の年齢別受給額(女性)



公的年金・恩給の年齢別受給額(男性)



老齢厚生年金・遺族厚生年金の選択状況（65歳以上）

	計	(A)	(B)	(C)
平成8年度				
男女計	13.0万人 (100.0%)	10.1万人 (77.5%)	1.7万人 (13.4%)	1.2万人 (9.1%)
女子(再掲)	12.3万人 (100.0%)	10.0万人 (81.3%)	1.2万人 (9.5%)	1.1万人 (9.1%)
平成9年度				
男女計	17.8万人 (100.0%)	13.8万人 (77.8%)	2.2万人 (12.6%)	1.7万人 (9.6%)
女子(再掲)	16.9万人 (100.0%)	13.7万人 (81.3%)	1.5万人 (9.1%)	1.6万人 (9.6%)
平成10年度				
男女計	23.1万人 (100.0%)	18.0万人 (78.3%)	2.6万人 (11.3%)	2.4万人 (10.4%)
女子(再掲)	22.0万人 (100.0%)	17.9万人 (81.4%)	1.8万人 (8.1%)	2.3万人 (10.4%)

凡例 (A) : 遺族厚生年金+老齢基礎年金
 (B) : 老齢厚生年金+老齢基礎年金
 (C) : 遺族厚生年金×2/3+老齢厚生年金×1/2+老齢基礎年金

注. 平成7年度以前については、把握していない。

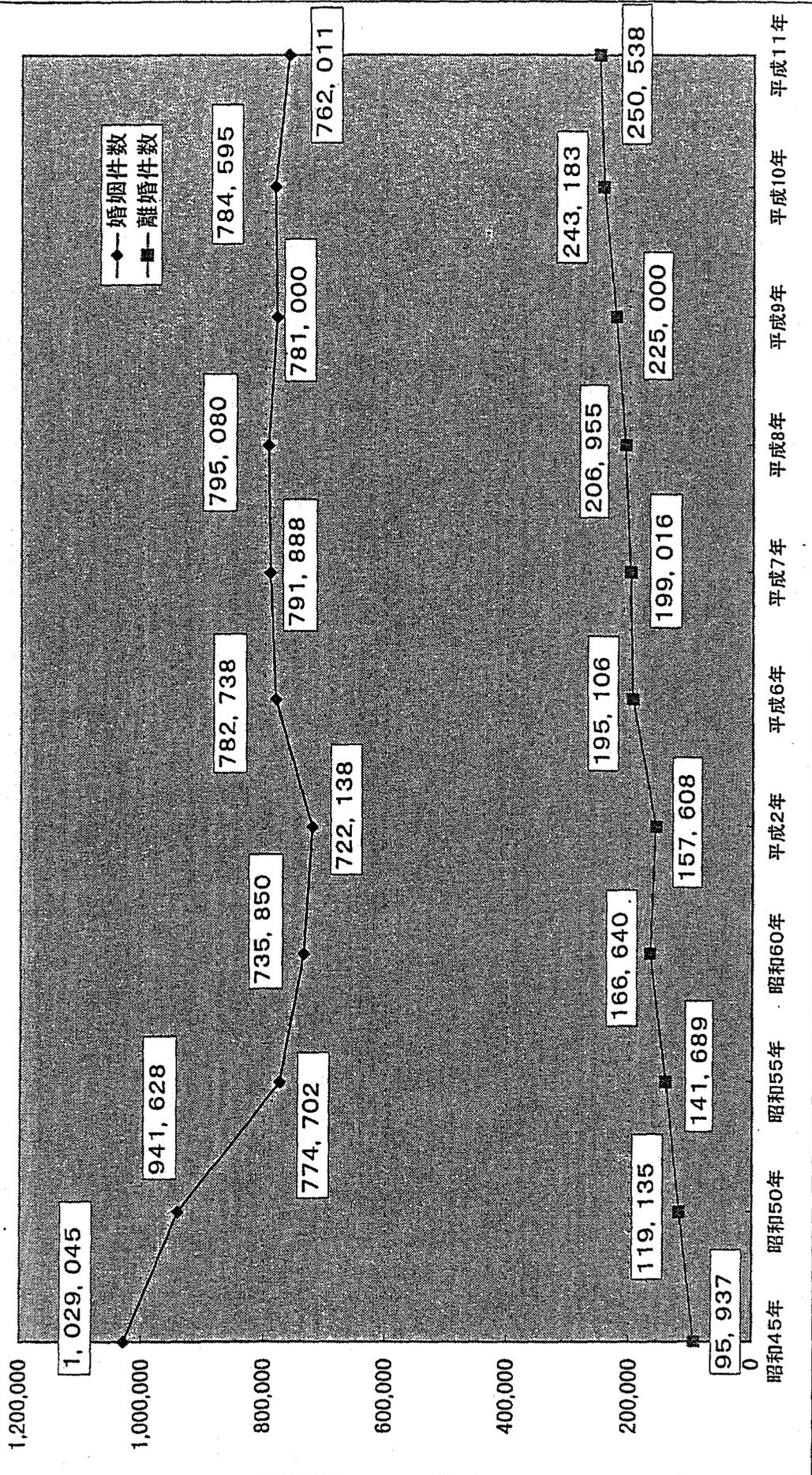
母子・父子世帯の年間収入状況

	母子世帯			父子世帯	一般世帯
	全体	死別	生別		
平均世帯人員	3.03人	3.32人	2.94人	3.33人	3.13人
平均有業人員	1.19人	1.35人	1.14人	1.30人	1.57人
平均収入金額	215万円	254万円	202万円	423万円	648万円
分布の代表値	第I四分位数	123万円	96万円	263万円	310万円
	第II四分位数 (中央値)	169万円	201万円	159万円	407万円
	第III四分位数	282万円	351万円	265万円	556万円
世帯人員1人当り	71万円	77万円	69万円	127万円	207万円
平均収入金額					
有業人員1人当り					
平均収入金額	181万円	188万円	177万円	325万円	356万円

(注) 一般世帯については「平成5年国民生活基礎調査」による。

(出典「平成5年度全国母子世帯調査」)

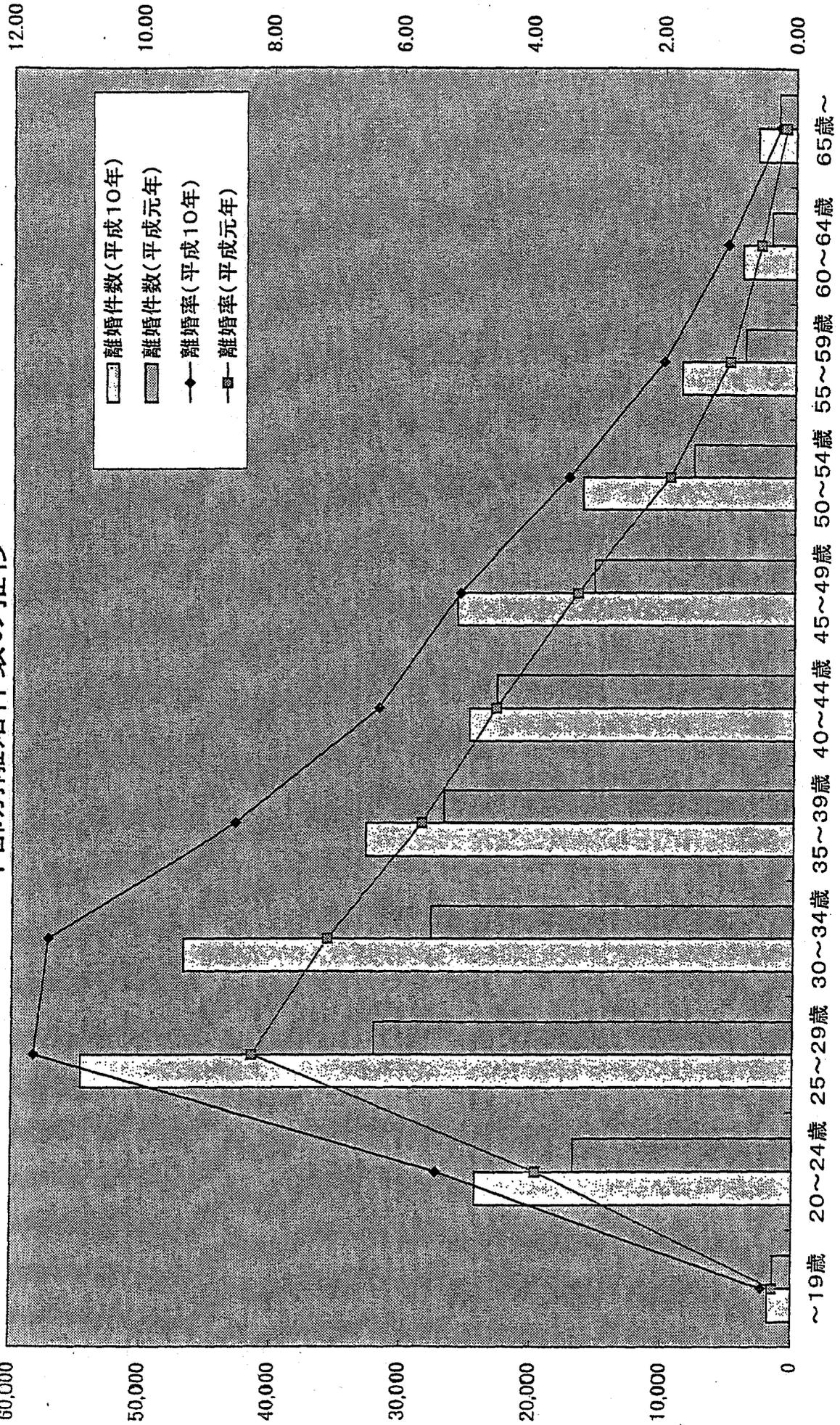
婚姻・離婚件数の推移



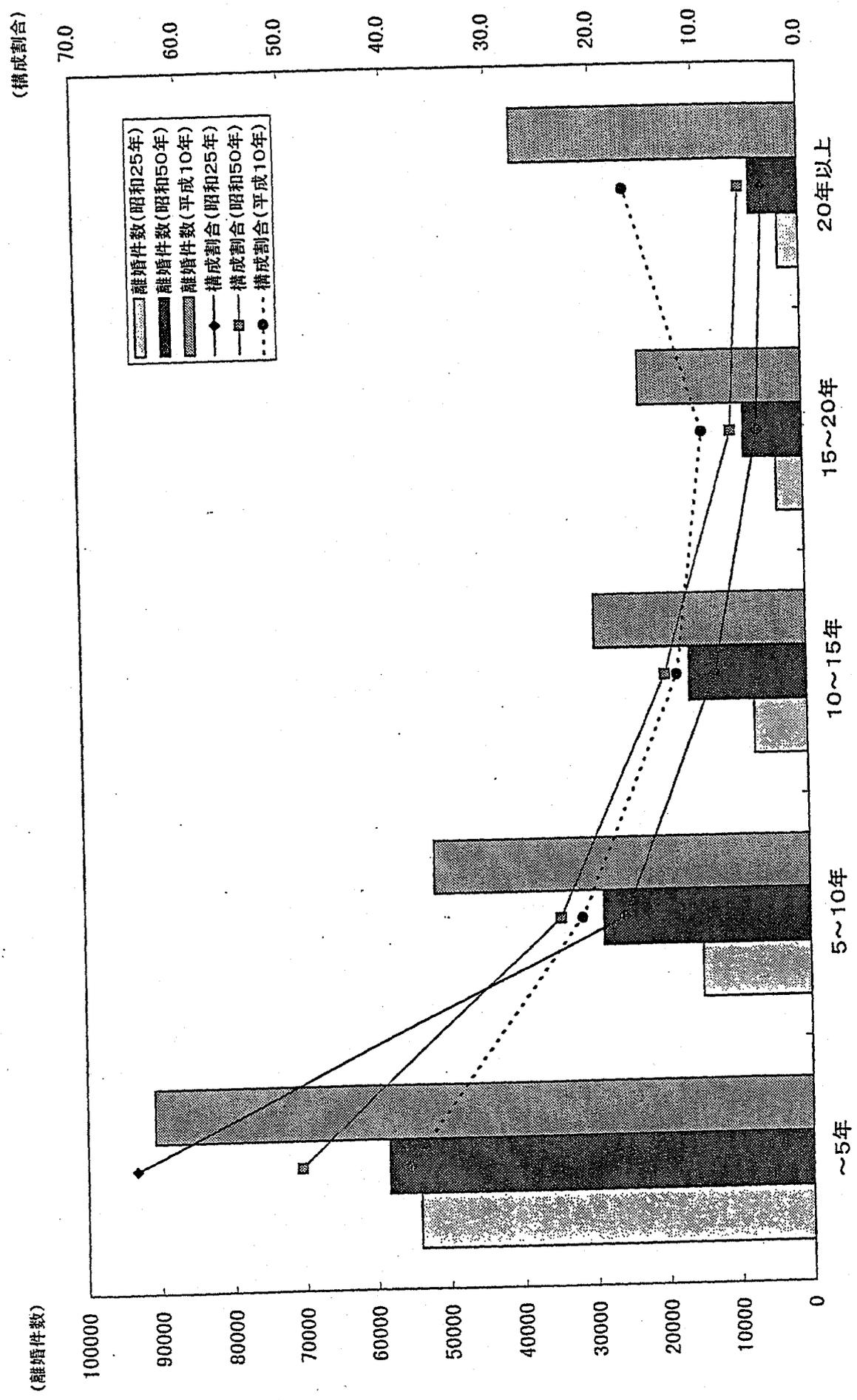
(離婚数)

年齢別離婚件数の推移

(離婚率: 当該年齢離婚数 / 当該年齢人口 × 1,000)



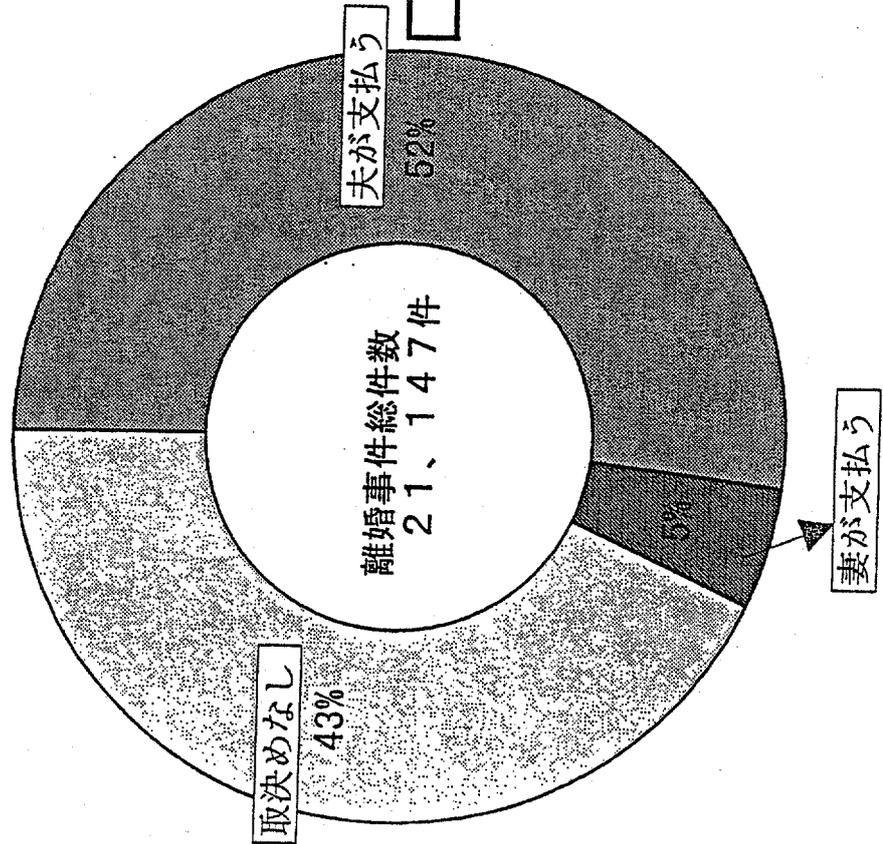
同居期間別にみた離婚件数と構成割合



(出典「離婚に関する統計(人口動態統計特殊報告)1」)

家庭裁判所の離婚事件での財産分与・慰謝料支払いの状況

〔取り決めの有無〕



〔夫が支払う額〕

